



沖縄県社会的養育推進計画

令和2年3月
沖縄県

目 次

はじめに	1
1 沖縄県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	1
2 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）	3
3 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組	4
(1) 市町村の相談支援体制等の整備に向けた県の支援・取組	4
(2) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた県の支援・取組	6
4 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み	6
5 里親等への委託の推進に向けた取組	8
(1) 里親等への委託子ども数の見込み（推計）	8
(2) 県内の里親をめぐる現状と課題	8
(3) 必要な里親数の算出	9
(4) 本県における社会的養育の推進の方向性について	9
(5) 今後の取組（具体的な支援策と実施体制）	10
6 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組	11
7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	12
(1) 施設での養育が必要な子ども数の見込み（推計）	12
(2) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	13
8 一時保護改革に向けた取組	20
9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組	21
(1) 社会的養護自立支援の推進	21
(2) 自立援助ホームの設置促進	25
(3) アフターケアにおける施設間の連携について	25
10 児童相談所の強化等に向けた取組	26
指標一覧（再掲）	29
資料 社会的養護経験者及び子どもへのアンケート	32

はじめに

沖縄県は、去る大戦において、国内で唯一、地上戦が繰り広げられました。灰燼に帰した焦土の中から先人達は、米国施政下の苦難を乗り越え、復帰前後の激動する社会情勢の下で数々の困難を克服し、今日までの歴史を築いてきました。

終戦後の本県の児童福祉施策は、厳しい状況が続きました。まず、戦争孤児への対応から始まり、米国統治下の独自の法制度の構築、本土復帰による日本法の適用とともに、本土との格差是正のための沖縄振興開発特別措置法が立法され、沖縄の持つ特殊事情を踏まえた各種施策などが講じられて、今日の体制が確立されてきました。

しかしながら、これまで児童福祉の推進に向け多大な努力が払われてきたにもかかわらず、近年の社会構造の変化に伴い、高い貧困率、核家族化、地域社会における人間関係の希薄化、増加する児童虐待など、子どもを取り巻く環境は厳しさを増しています。

沖縄県は、今回策定した社会的養育推進計画を着実に実施し、全ての子どもが幸せを実感しながら成長できる県の実現を目指していきます。

1 沖縄県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

(1) 計画策定の趣旨

虐待を受けた子どもや、何らかの事情により実の親が育てられない子どもを含め、全ての子どもの育ちを保障していくため、家庭養育優先の理念を実現し、実親による養育が困難であれば、特別養子縁組による永続的解決や里親による養育を推進する必要があります。

こうした方針に基づき、本計画は、沖縄県が平成27年3月に策定した「沖縄県家庭的養護推進計画」を見直し、子どもの最善の利益の実現に向けて、国の示す方向性と沖縄県の現状を踏まえて、沖縄県における社会的養育の体制整備の基本的な考え方と全体像を示す方策を定めるものです。

(2) 計画策定の経緯

平成28年6月、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の大幅な改正が行われました。この改正では、昭和22年の同法制定以来見直されていなかった理念規定が改められ、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもの「家庭養育優先原則」が明記されました。加えて、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、子育て世代包括支援センターの法定化、市町村及び児童相談所の体制の強化、

里親委託の推進等の措置を講ずることとされました。

こうした改正児童福祉法の理念を具現化するために、平成29年8月には国が設置した「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」により、「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられました。「新しい社会的養育ビジョン」では、「家庭養育優先原則」を実現するために、子どもの養育の受け皿となる里親を増やし、質の高い里親養育の提供を包括的に行うフォスタリング機関の確保等の取組を行うこと並びに里親等委託率（代替養育を受けている子どものうち里親委託されている子どもの割合）の向上が目標として示されました。また、代替養育を必要とし、家庭復帰が困難な子どもについては、永続的で安定した家庭での養育を保障するパーマネンシー保障として、養子縁組や特別養子縁組の推進が必要とされており、国は年間1,000人以上の成立を目指すとしています。

これを受けて都道府県は、平成23年7月に国により示された「社会的養護の課題と将来像」に基づいて策定した都道府県計画を見直し、新たに「都道府県社会的養育推進計画」を策定することが求められています。

こうした方針に基づき、沖縄県では平成27年3月に策定した「沖縄県家庭的養護推進計画」を見直し、子どもの最善の利益の実現に向けて、国の示す方向性と沖縄県の現状を踏まえて、計画期間における代替養育を必要とする子ども数の見込みを算出するとともに、里親等委託率の目標を設定し、県における社会的養育の体制整備の基本的な考え方と全体像を示した「沖縄県社会的養育推進計画」を策定します。

(3) 計画の位置付け

本計画は「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（平成30年7月6日付け子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づく「都道府県社会的養育推進計画」に位置付けられるものです。

また、子ども・子育て推進法（平成24年法律第65号）に基づく「沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画」との整合性を図っています。

(4) 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和11年度までの10年間を計画期間とし、令和2年度から令和6年度までの5年間を前期、令和7年度から令和11年度までを後期とします。

(5) 計画の進捗評価と見直し

計画の進捗状況について、毎年度検証を行い、沖縄県社会福祉審議会児童福祉専

門分科会に検証結果を報告するとともに、必要な場合は中間年を目安として計画の見直しを行います。

2 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

子どもに必要な支援の提供や方針決定に当たっては、子どもに十分な説明がなされた上で、「児童の権利に関する条約」に規定された意見を表明する権利を保障し、その意見をできるだけ反映し、子どもの最善の利益のためにその意見が反映できない時にはその理由等を子どもに十分に説明することが求められています。

【現状】

- ・ 児童養護施設等や里親により養育されている子どもたちに「子どもの権利ノート」を配付して、子どもの守られる権利について説明しています。
- ・ 児童養護施設や一時保護所では、意見箱を設置して、子ども達の意見を酌み取っています。
- ・ 社会的養護自立支援事業において、支援コーディネーターが子どもの意向を酌み取りながら、継続支援計画の作成を行っています。
- ・ 本計画の策定に当たり、社会的養護の経験者、児童養護施設入所中の子ども及び里親により養育されている子どもに対し、アンケートを実施しました。

資料 社会的養護経験者及び子どもへのアンケート（P. 32）

【課題】

- ・ これまでに行われている取組に対する子どもの意見を聴く必要があります。
- ・ 「子どもの権利ノート」については、制定時から時間が経過していることから、内容の検討をする必要があります。
- ・ 改正児童福祉法を踏まえ、当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策、子どもの権利を代弁する方策を検討していく必要があります。

【対応策】

- ・ 社会的養護自立支援事業で定期的開催している集いの中で、児童養護施設等出身者や在籍児童から、自然な雰囲気の中で気持ちや意見を酌み取れるようにしていくとともに、現在の取組についても意見を聴いていきます。

- ・「子どもの権利ノート」の必要な見直しを行います。
- ・「意見箱」の運用改善など、意見表明、苦情解消のための環境改善を図ります。
- ・施策の検討に当たり、子どもの参画を進めていきます。
- ・代替養育に関する措置とその変更時及び措置継続の際には、定期的（少なくとも半年に1回）に理由や見通しを含めて子どもに丁寧な説明をするとともに、意見表明できる年齢の子どもには、十分な意見の聴取を行い、方針決定にできるだけ反映させていきます。
- ・定期的な子どもへのアンケートに取り組んでいきます。
- ・施設職員、里親、児童相談所職員等を対象とした子どもの権利擁護に関する研修の実施を検討していきます。
- ・措置された子どもや一時保護された子どもの権利擁護の観点から、国における調査研究の結果を踏まえながら、当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策、子どもの権利を代弁する方策を検討していきます。

3 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組

市町村は、従来から子ども家庭支援業務の全般を担ってきたところですが、平成28年の児童福祉法の改正により市町村・都道府県・国それぞれの役割・責務が明確化され、法においても子ども家庭支援の中心が市町村であることが示されました。

家庭養育優先原則のもと、在宅で生活している子どもや家庭への支援については、住民に最も身近な行政主体である市町村における取組が重要です。

具体的には、ソーシャルワーク機能を強化する観点から、子どもに対する必要な支援を適切に行うための「子ども家庭総合支援拠点」や、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行う「母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）」の設置が求められています。また、支援メニューの充実として、一定の事由により家庭での養育が一時的に困難となった児童を預かる「子育て短期支援事業」等のニーズが高まっています。これらの取組は、増加する児童虐待の発生予防や早期発見、早期対応という観点からも有効であると考えられます。

県としては、これらの取組を含む市町村の子ども家庭支援体制の充実・強化に向け、引き続き支援を行っていきます。

(1) 市町村の相談支援体制等の整備に向けた県の支援・取組

【現状】

- ・子ども家庭総合支援拠点の設置状況 1市（H31.4.1時点）
- ・母子健康包括支援センターの設置状況 6市町村（H31.4.1時点）

子ども家庭総合支援拠点及び母子健康包括支援センターは、全市町村での設置を目指していますが、現時点では少数の市町村にとどまっています。未設置の市町村の理由として「現在の体制で既に機能を果たしている」、「設置の方法が不明」等の声があります。

- ・子育て短期支援事業実施状況 5市（H30年度）

当該事業では、各市に所在する児童養護施設や母子生活支援施設が実施施設となり、一定期間子どもを預かり、養育、保護を行っています。

- ・母子生活支援施設設置市町村 3市（H31.4.1時点）

母子生活支援施設は、従来から家庭養育の支援を実践してきた施設であり、母子を分離せずに一体として支援が可能な施設です。県では、既存の母子生活支援施設のほか、新たな支援策として、民間アパートを活用した生活支援を中心とした総合的な支援を実施しております。

【課題】

- ・子ども家庭総合支援拠点及び母子健康包括支援センターの全市町村での設置に向け、設置の意義や方法をわかりやすく伝えていくことが必要です。
- ・これらの機能の充実に当たっては、高い専門性を有する人材の育成が必要です。
- ・子ども家庭相談支援のノウハウが十分に蓄積されていない市町村もあることから、各市町村の実情に応じた丁寧な支援が必要です。
- ・子育て短期支援事業の実施に当たっては、児童養護施設など子どもの預かり先となる施設の確保が必要です。
- ・母子生活支援施設については、引き続き母子を一体として支援が可能であるという施設の特性に応じて利用されることが必要ですが、同施設の設置については、設置場所や費用の確保等の課題があります。

【対応策】

- ・市町村が子ども家庭総合支援拠点及び母子健康包括支援センターを設置、運営する上で必要な情報の提供及び助言を行うため、説明会の開催や個別の市町村訪問を行います。

- ・子ども家庭相談に携わる市町村職員の専門性向上のため、要保護児童対策調整機関専門職研修等の実施や、児童相談所と市町村職員の人事交流を行います。
- ・児童相談所に市町村支援児童福祉司を配置し、各市町村の実情に応じた助言を行い、全市町村におけるケースの進行管理、記録作成（進行管理台帳）、アセスメントの方法等について一定の水準が担保されるようにするなど、相談支援体制の強化を図ります。
- ・子育て短期支援事業の実施に当たっては、地域のニーズを踏まえながら、事業に必要な施設の確保のため児童養護施設等と多機能化に向けた調整を行います。
- ・母子生活支援施設は、家庭養育の支援を実践してきた施設であり、母子を分離せずに支援ができることを踏まえ、地域の社会的養育を支える専門的な拠点としてそのニーズに応じて利用されるよう周知を行うとともに、同施設の設置又は新たな支援策の実施促進に努めます。

【指標】

(単位：市町村数)

年度	現況値 H31. 4. 1 (2019)	目標値 R 6 年度 (2024)	目標値 R11年度 (2029)
子ども家庭総合支援拠点の設置市町村数	1	41	41
母子健康包括支援センターの設置市町村数	6	41	41

(2) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた県の支援・取組

家庭及び地域支援体制の強化を図るため、児童家庭支援センターにおいて、児童に関する家庭等からの相談、市町村の求めに応じた技術的助言その他必要な援助、里親家庭等への支援を行うとともに、各児童福祉施設のほか、NPO法人や医療法人等多様な民間団体による運営の可能性も踏まえて、今後の設置促進等に向けた必要な検討を行います。

4 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

平成27年の国勢調査や、人口動態調査及び住民基本台帳人口移動報告等を基礎とした「沖縄県の将来推計人口（平成31年1月推計）」（一般社団法人南西地域産業活性

化センター調査)によれば、0歳から19歳までの子ども人口は、平成30年では33万1,254人、5年後(R6年)には32万2,053人、10年後(R11年)には31万1,398人(いずれも10月1日時点)と推計されています。

また、別途、本県において現に代替養育をしている子ども数(直近2年平均値)が子ども人口に占める割合を算出したところ、0.16%でした。

代替養育を必要とする子ども数の見込み(推計)と関連調査の結果

ア 代替養育が必要な子ども数

上述した沖縄県の将来推計人口における各年度の子どもの人口に、代替養育をしている子どもの割合(0.16%)を乗じ、各年度の代替養育を必要とする子ども数を推計したところ、以下のとおりとなりました。

【表1 代替養育を必要とする子ども数の見込み(推計)】 (単位:人)

年	H30年(2018) 現況	R6年(2024) 推計	R11年(2029) 推計
子ども人口(0歳~19歳)	331,245	322,053	311,398
うち代替養育を必要とする子ども数	540	525	508

イ 施設入所の子どもについて里親等へ委託していない理由等の調査

本県の代替養育が必要な子どものうち、里親及びファミリーホーム(以下「里親等」という。)への委託が可能な子どもの割合を把握するため、現に施設入所している子どもについて里親等へ委託していない理由を調査しました。

【表2 現に施設入所している子どもについて里親等へ委託していない理由(H31.1.1時点)】

医療的ケアの必要性や行動の問題等の理由から、里親等での養育が困難	32.8%
年長で「家族」に対する拒否感が強い子ども	36.3%
(里親養育が適当であるが)保護者の同意が得られない	20.6%
(里親養育が適当であるが)適当な里親とのマッチングが出来なかった	10.2%

この結果、施設入所中の子どもの約9割は子ども本人あるいは保護者の理由により里親等委託が困難である一方で、残る約1割は「(里親での養育が適当であるが)適当な里親とのマッチングが出来なかった」ことが理由だったことから、里親等による養育が可能(里親等委託が必要)な子どもとして、次の「5(1)里親等への委託

子ども数の見込み（推計）」での算出において反映させることとします。

5 里親等への委託の推進に向けた取組

(1) 里親等への委託子ども数の見込み（推計）

上述の各年度における代替養育を必要とする子ども数へ、現況の里親等委託率34.7%（基準値H30年度）に施設入所児童のうち里親等による養育が可能な子どもの割合を5年毎に段階的に加味した係数（里親等委託が必要な子ども率）を乗じて、本県における今後の里親等委託が必要な子ども数を以下のとおり推計しました。

【表3 里親等への委託が必要な子ども数（推計）】 (単位：人)

年	H30年(2018) 現況	R6年(2024) 推計	R11年(2029) 推計
代替養育を必要とする子ども(再掲)	540	525	508
うち里親等委託が必要な子ども	187	194	203

【算式図】

$$\text{代替養育を必要とする子ども数} \times \left[\begin{array}{l} \text{里親等委託率34.7\%} \\ \text{(基準値H30年度)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{施設入所児童のうち里親等} \\ \text{委託が必要な子ども率} \\ \text{(5年毎・段階的に増加)} \end{array} \right]$$

以上の考察から、本県における今後10年間の代替養育を必要とする子ども数は約500～550人程度で推移すると見込まれ、このうち里親等委託が必要な子ども数は約200人前後と推計されました。

ただし、近年の虐待相談対応件数の増加に伴い、とりわけ乳幼児の一時保護が増加傾向にあることや、広く県民に里親制度やファミリーホームの活用等についての周知を図り理解を促進することにより、里親等において養育できる子ども数が推計値より増加する可能性を考慮する必要があります。

(2) 県内の里親をめぐる現状と課題

本県における里親委託率は全国平均（H30年度20.5%）に比べると高い割合で推移していますが、近年、里親の高齢化が進んでいることや、増加傾向にある乳幼児の一時保護委託に対応できる里親が不足してきています。

また、里親等による子どもの養育は、施設とは違い、孤立しがちであることから、

養育上の課題を家庭内で抱え込まない環境や体制を整える必要があります。

ファミリーホーム（平成31年4月時点県内9箇所）においては、養育上細やかなケアが必要な子どもが委託される場合に、経費がかさむ等の運営上の課題があります。

このような課題に対応するためには、新たな里親の確保を図るとともに、委託中の里親等に対して、相談・援助等の支援をさらに充実させる必要があります。

現在、本県独自の取組として被虐待児等地域療育支援・連携体制構築事業（通称こころサポート事業）により、児童養護施設等に心理療法士等を配置し、特別なケアが必要な子どもやその里親家庭への支援を実施しています。

(3) 必要な里親数の算出

里親等が委託を受ける場合には、数年程度から子どもが18歳で自立するまでの長期間の委託の場合もあれば、一時保護期間中の数日から数カ月の養育という場合、週末や夏休み等の数日間交流する場合等、多様な関わり方があります。

このため、里親委託を推進するに当たっては、長期の養育里親だけでなく、一時保護等の多様なニーズに対応できる短期の里親も含めて里親制度の普及・啓発を図り、人材を幅広く開拓・育成することが必要です。

以上を踏まえ、今後10年間の里親等委託が必要な子ども数約200人に対応するために必要な里親数は、現在の登録里親のうち10年後も委託が可能な世帯を100世帯と仮定した場合、新たに150世帯以上と見込まれます。

(4) 本県における社会的養育の推進の方向性について

本県においては、現状と課題を踏まえ、とりわけ乳幼児の一時保護等を含む代替養育について、家庭養育の原則に基づきできる限り里親等委託を優先して実施できる体制を整えていくことを基本方向とします。

また、里親等委託率の目標については、子どもの特性や状況に応じて、必要とされる専門的なケアを実施する施設の高機能化や機能強化を推進していく方向性と、家庭と同様な家庭養育環境としての里親等委託を推進していくこととの調和を図りつつ、里親等委託が必要な子ども数に対応するための里親数の確保等を含めた実行可能な目標値とする観点から、本県における里親等委託率は現状の約35%から、5年後（R6年度）には37%、10年後（R11年度）には40%を目指します。

【指標】 里親等委託が必要な子ども数と里親等委託率

年／年度	H30年 (各調査時点) 現況	R6年度 (2024) (推計)	R11年度 (2029) (推計)
代替養育を必要とする子ども(再掲)	540人	525人	508人
うち里親等委託が必要な子ども(再掲)	187人	194人	203人
里親等委託率(指標)	34.7% (基準値H30年度)	37.0% (目標値)	40.0% (目標値)

(5) 今後の取組(具体的な支援策と実施体制)

上述の基本方向を踏まえた里親等委託を推進していくためには、これまで以上の里親のリクルートが必要であることから、里親会、児童養護施設に配置する里親支援専門相談員及び乳児院(以下「里親支援機関」という。)によるリクルート活動を積極的に実施していきます。

里親における養育スキルの向上や維持を図るため、従来からの里親登録や里親更新時に行う研修に加えて、登録後の未委託時や委託中の実践的なトレーニング等を実施できる体制の整備を図ります。

子どもと里親とのマッチングは、児童相談所と里親支援機関が十分に連携して、情報共有や委託前交流状況等の把握に努め、適切に行えるよう取り組みます。

里親委託後は、児童相談所との連携のもと、リクルートや研修時から関わりを持つ里親支援機関などが里親との確かな信頼関係を構築した上で、定期的な連絡や訪問、必要に応じて心理面談等の専門的な支援をする環境を整えて、適切な助言を行っていくことが重要です。また、里親が長期にわたり安定的に活動していくためには、里親自身が社会的養育の一翼を担っているという意識とやりがいを持って質の高い養育を続けられるよう、継続的な支援が不可欠です。

児童相談所においては、子ども、保護者、里親等の意向を踏まえた自立支援計画を作成し、里親及び関係者間で課題や目標を共有して、子どもの自立を支援します。

委託解除後は、児童相談所や里親支援機関による支援に加えて、里親同士の相互交流の場等を積極的に活用して、里親の喪失感等への配慮と必要なフォローを行っていきます。

このようなことから、今後は、本県における里親養育に必要な支援を切れ目なく包括的に実施する「フォスタリング機関」としての支援体制を構築するため、必要

な各種施策を講じていきます。

6 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

養子縁組の状況と関係機関との連携・支援

【現状】

本県児童相談所が関わった養子縁組の成立件数は、平成25年度から29年度までの5年間で、普通養子縁組が4件、特別養子縁組が19件、合計23件であり、年平均4件前後となっています。

また、令和元年度4月から、民間の養子縁組あっせん機関（以下「民間あっせん機関」という。）が県内で初めて開設され、運営を開始しています。

【表4 児童相談所が関わった養子縁組成立件数の推移】 (単位：件)

年度	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	計(5年間)
普通養子	0	2	0	1	2	4
特別養子	7	2	3	3	5	19
合計	7	2	3	4	7	23

【課題】

児童相談所が関わる養子縁組は、まずは家庭復帰の可能性を見極めるために、保護措置後その確認に必要な期間を経て、復帰が見込めない場合等に養子縁組を検討するため、保護者の同意が得られ難くなることが多くあります。

【対応策】

家庭における養育が望めない子どもに対し永続的に安定した養育環境を保障するという観点から、養子縁組を積極的に検討することとします。

また、妊娠出産に悩みを抱える妊産婦の早期把握に努めるとともに、若年妊娠や望まない妊娠の相談から必要に応じて養子縁組へつながりやすい民間あっせん機関との連携や、その取組・運営等を支援し、養子縁組制度の更なる活用の促進を図ります。

【指標】

(単位：箇所)

年度	現況 R1年度 (2019)	R6年度 (2024)	R11年度 (2029)
支援する民間あっせん 機関の数	1	1	(国の制度等を踏まえ検証し 中間年に設定)

7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

新しい社会的養育ビジョンでは、施設入所対象となる子どもは、できる限り家庭的な養育環境の中で養育することとされており、児童養護施設等での生活も、それぞれ独立性と自立性を備えた環境となるよう少人数を生活単位とする「小規模化」、子どもは地域において育成される”という観点に立ち、地域に溶け込んだ環境での養育を行うための「地域分散化」、そして、専門的な支援や自立支援を含め、更に専門性の高い施設養育を行う「高機能化」が求められています。同時に施設は地域の社会的養育の拠点となることも期待され、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化を推進するとともに、施設機能や専門性を活かした地域支援を行うための「多機能化・機能転換」も目指すべき方向性として示されています。

県は、上記の方向性に沿った施設のあり方を検討し、各施設の実情を踏まえながら取り組んでいきます。

(1) 施設での養育が必要な子ども数の見込み（推計）

ア 施設で養育が必要な子どもの数

「代替養育を必要とする子ども数」から、「里親等委託が必要な子ども数」をそれぞれ減じて算出された数値を、「施設で養育が必要な子ども数」として算出しています。

【表5 施設での養育が必要な子ども数(推計)】

(単位：人)

年度	現況 R1年度 (2019)	推計 R6年度 (2024)	推計 R11年度 (2029)
① 代替養育を必要とする子ども数	540	525	508
② 里親等委託が必要な子ども数	187	194	203
③ 施設で養育が必要な子ども数(①－②)	353	331	305

イ 施設定員数の見込み

下表6で示す箇所数や定員は、施設ごとに作成した小規模かつ地域分散化等に向けた計画の数値を合算した数値が目標値となっています。

【表6 施設定員数の見込み】

●児童養護施設

箇所数および定員	現況値		現況値		目標値		目標値	
	H30(2018)		R1(2019)		R6(2024)		R11(2029)	
	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員
I 本体施設敷地内	7	350	9	323	11	255	32	174
本体施設(現行体制)		300		257		187		
i 小規模グループケア(本体)	6	44	8	60	10	62	16	96
ii 小規模グループケア(別棟)	1	6	1	6	1	6	6	36
iii ケアニーズが高い子どもの養育単位	0	0	0	0	0	0	9	36
II 本体施設敷地外	7	42	8	48	15	90	23	138
iv 小規模グループケア(分園型)	0	0	0	0	0	0	4	24
v 地域小規模児童養護施設の実施	7	42	8	48	15	90	20	120
III 合計(I+II)	14	392	17	371	26	345	55	312

※箇所数は、i～vの小規模化したユニット等の数

●乳児院

箇所数および定員	現況値		現況値		目標値		目標値	
	H30(2018)		R1(2019)		R6(2024)		R11(2029)	
	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員
I 本体施設敷地内	1	20	1	20	1	20	5	20
本体施設(現行体制)		16		16		16		
ii 小規模グループケア(別棟)	1	4	1	4	1	4		
iii ケアニーズが高い子どもの養育単位							5	20

(2) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

ア 職員の確保と人材育成

【現状】

- ・県内の児童養護施設等は、施設基準を定めた沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第85号）に規定する職員数を確保しており、基準を満たしています。

- ・人材育成については、各施設が独自に研修に取り組んでいるとともに、県が各施設職員の専門性の向上を図るため、以下の研修事業を実施しています。

- (ア) 児童養護施設職員等資質向上支援研修
- (イ) 基幹的職員研修
- (ウ) 児童養護施設等職員処遇改善研修

【課題】

- ・家庭的な養育を実践するため常時2人以上の職員の配置が求められているほか、小規模化に伴う養育単位の増加などから、多くの職員が必要となります。
- ・昨今の人手不足の状況から、退職等に伴う求人活動に対して応募が少ないなど、人材確保に時間を要す施設があります。このような状況が続けば、職員定数の確保が困難となる可能性もあるため、安定的な人材確保につながる取組を実施していく必要があります。
- ・職員は調理、生活全般の支援、地域対応など多様な役割をこなすことが求められます。

【対応策】

- ・安定的な人材確保に向け、社会福祉士等を養成する学校などに対し、8施設合同での就職説明会等の実施や周知、国庫補助事業である児童養護施設体制強化事業等の取組について検討していきます。
- ・職員の更なる専門性向上のため、施設は各施設の推進計画で定めた施設内研修の充実を促進するとともに、県は施設の専門性の向上に向けた研修事業を充実させ、職員の育成を図っていきます。

イ 施設の改築・改修及び地域小規模児童養護施設の開設

【現状】

- ・平成31年4月時点で地域小規模児童養護施設を開設している児童養護施設は5施設あり、地域小規模児童養護施設の施設数は8施設あります。
- ・本体施設において小規模グループケアを実施しているのは3施設であり、小規模ユニット数は計9箇所です。

【課題】

- ・ 児童養護施設等が児童をできる限り家庭的な環境において養育するには、本体施設の小規模グループケア等の実施や地域小規模児童養護施設等のグループホームの開設といった環境整備を行い、施設の小規模かつ地域分散化を推進していく必要があります。

【対応策】

- ・ 各施設は、小規模化のための改築・改修に係る計画（資料）を目安に、法人内の手続を適宜踏み、順次、改築・改修や地域小規模児童養護施設の開設に取り組みます。
- ・ 県は、各施設の小規模化を推進するため、地域小規模児童養護施設等の開設や施設改修に係る経費を補助する児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業や、改築に係る経費を補助する次世代育成支援対策施設整備交付金等の予算確保に努めていきます。

資料 施設の改築・改修及び地域小規模児童養護施設開設計画（P.19）

【指標】

（単位：箇所）

年度	現況 R1年度 (2019)	目標 R6年度 (2024)	目標 R11年度 (2029)
① 本体施設改修・改築に伴う 小規模化されたユニット数	10	12	31
② 地域小規模児童養護施設	8	15	20
③ 小規模グループケア(分園型)	0	0	4
計	18	27	55

ウ 専門的なケアの充実

【現状】

- ・ 現在、施設へ入所する児童は、発達障害を抱える児童や被虐待児など、養育において専門的なケアが必要となる、ケアニーズが高い児童が多くを占めています。
- ・ 施設はケアニーズが高い児童に対して、心理士（心理療法担当職員）や個別対応職員（被虐待児へのケアやその保護者への支援など被虐待児を専門的に対応

する職員)を配置し、専門的なケアを実施しています。

【課題】

- ・新たな社会的養育ビジョンにおいて、本体施設で入所する児童は、里親等では養育が困難な「ケアニーズが非常に高い児童」とされていることから、養育機能の更なる強化が必要です。
- ・ケアニーズが非常に高い児童に対しては、医師や看護師などの医療職や心理士など多様な専門職による集中的なケアが必要となります。
- ・ケアニーズが非常に高い児童の定義は現時点で示されておらず、専門的な施設養護を実践する児童自立支援施設や児童心理治療施設に入所する児童との違いが定められておりません。

【対応策】

- ・ケアニーズが非常に高い児童に対しては、十分なケアが可能になるよう、将来的には4人までの生活単位とし、生活単位の数も概ね4単位を目安とします。
- ・専門的なケアを実施するための医師や看護師などの医療職や心理職の確保に向けた支援を実施していきます。
- ・今後、ケアニーズが非常に高い児童や児童心理治療施設、児童自立支援施設の施設運営の方向性が示された場合は、施設毎の役割等を計画に盛り込んでいき、施設間の連携を深め、児童一人ひとりにあった専門的なケアにつなげていきます。

【指標】

(単位：①人、②箇所)

年度	現況 R1年度 (2019)	目標 R6年度 (2024)	目標 R11年度 (2029)
① ケアニーズが非常に高い児童の受入可能人数	0	0	36
② ケアニーズが非常に高い児童の受入箇所数	0	0	9



エ 在宅支援機能や里親支援機能をはじめとする多機能化・機能転換

(ア) 児童家庭支援センターの積極的な活用促進や設置検討

【現状】

- ・ 現在、児童家庭支援センターは北部地域の児童養護施設なごみ、宮古地域の児童養護施設漲水学園に設置されており、施設と地域をつなぐ重要な拠点となっています。

【課題】

- ・ 児童家庭支援センターは、各都道府県によって担っている役割が様々であることを踏まえ、本県においても、夜間対応や安全確認など、年々増加する児童相談所の業務の円滑化や負担軽減等につながる機能への転換が可能か、検討していく必要があります。
- ・ 更なる活用については、現に運営している法人の経営状況や体制にも影響することから、当該法人が実施可能な範囲で検討する必要があります。

【対応策】

- ・ 既存の北部・宮古地域の児童家庭支援センターは、地域の相談窓口としての機能を活かし、市町村との取組を強化し継続的な地域支援につなげます。
- ・ 児童相談所が危機介入を、児童家庭支援センターが家庭支援を担うなど、児童相談所の機能の一部を転換することを検討します。
- ・ 様々な機能展開が期待されることから、新たな設置については、児童相談所や市町村、施設等の関係機関と必要な機能や役割分担等について協議を行う

た上で、検討していきます。

【指標】

(単位：箇所)

年度	現況 R1年度 (2019)	目標 R6年度 (2024)	目標 R11年度 (2029)
児童家庭支援センター 設置数	2	3	(計画の進捗状況を検証 し中間年に設定)

(イ) 一時保護委託の受入体制の整備

【現状】

- ・児童相談所では、施設に一時保護を委託している状況であり、一時保護児童受入施設の確保に苦慮しています。
- ・児童養護施設及び乳児院は、定員の範囲内で、児童相談所からの一時保護児童を受け入れています。
- ・国や県は一時保護児童の受入体制を維持するため、一時保護児童を受け入れた施設に対し、一時保護委託費を支弁しています。
- ・受入施設が一定要件を満たす場合には、措置費の支弁方法にも特例を設けています。
- ・児童養護施設等で一時保護専用施設を設けている施設はありません。

【課題】

- ・児童養護施設等が一時保護専用施設を設ける場合は、措置費の支弁対象となりますが、法人の運営費用が生じることが課題となっています。

【対応策】

- ・引き続き一時保護児童の受入体制を維持するため、現行の一時保護委託費や措置費支弁を実施していきます。
- ・児童養護施設等の一時保護専用施設は、国の動向等も注視し、引き続き関係機関と設置を検討していきます。

施設の改築・改修及び地域小規模児童養護施設開設計画

① 本体施設のユニット化に伴う改築・改修時期

児童養護施設	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
なごみ											○
美さと児童園											
石嶺児童園											
島添の丘								○			
青雲寮							○				
愛隣園							○				
漲水学園								○			
ならさ									○		
計	0	0	0	0	0	0	2	2	1	0	1

乳児院	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
吉水寮							○				

※各施設別の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化推進計画において改築・改修の申請時期等を示していない場合は、ユニット化の前年度を改築・改修時期とする。

② 地域小規模児童養護施設の開設時期

児童養護施設	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
なごみ	○			○			○				○
美さと児童園		○									
石嶺児童園	○		○								
島添の丘		○	○								
青雲寮								○			
愛隣園				○							
漲水学園								○			
ならさ				○			○				
計	2	2	2	3	0	0	2	2	0	0	1

8 一時保護改革に向けた取組

一時保護は、子どもを一時的にその養育環境から切り離す行為であり、養育環境の急激な変化をもたらすものです。また、子どもによっては、一時保護を行う場所が福祉的支援と初めて会う場となることも少なくありません。このため、一時保護においては、子どもにとっての一時保護の意味を十分考慮に入れ、子どもに安心感をもたらすような十分な共感的傾聴を基本とした、個別化された丁寧なケアが不可欠となります。

【現状】

- ・ 本県の各児童相談所の一時保護所は定員44名となっています。
- ・ 一時保護所での保護は原則2歳以上と年齢制限があり、施設や里親への一時保護委託が増加傾向にあります。
- ・ 一時保護委託児童の60%以上が、0歳から5歳までの乳幼児です。
- ・ 一時保護所における一時保護期間が、家庭との調整に時間を要する等で長期化する傾向があります。

(単位：日)

年度	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)
一時保護所における 一人平均一時保護日数	36.1	37.0	35.4	37.3	41.5

※H29年度一時保護委託での一人平均一時保護日数は32.9日

【課題】

- ・ 一時保護は、子どもに環境の急激な変化をもたらすことを踏まえ、かつ、学習権保障の観点から、期間の短縮が課題となっています。
- ・ きめ細やかで丁寧なケアを行うための職員の資質向上が求められています。
- ・ 児童相談所は乳幼児の委託先探しに苦慮しています。

【対応策】

- ・ 一人一人の子どもの状況に応じて、適切な一時保護が行われるよう配慮します。
- ・ 子どもへの権利及び制限される内容並びに権利が侵害された時の解決方法に関して子

どもの年齢や理解に応じて説明を行うほか、子どもの意見が適切に表明されるよう配慮します。

- ・迅速なアセスメントを実施できるよう、児童心理司を増員する等児童相談所の体制の強化に努めます。
- ・一時保護所職員の所内外での研修参加を積極的に推進します。
- ・里親リクルート・トレーニング事業により、特に乳幼児の一時保護委託が可能な養育里親の確保に努めます。

【指標】

(単位：日)

年度	現況 H29年度 (2017)	目標 R11年度 (2029)
一時保護所における 一人平均一時保護日数	41.5	32.5

毎年2%ずつ短縮するものとして目標値を設定しています。

9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

児童養護施設や里親家庭で養育されている児童は、高校卒業後の大学等進学、就職に伴い措置解除となり、児童福祉施設等を出て生活していくことを含め社会的不安が大きいことから、措置解除後も適切なアドバイスや支援が必要です。

児童養護施設等に措置された児童が社会で自立していけるよう、措置中のみならず措置解除後も、自立に必要な基本的な知識と経験を得られる様々な支援を行う必要があります。

(1) 社会的養護自立支援の推進

【現状】

県では、児童の自立的生活の形成・維持に向けて、措置解除後の生活・就労に関する相談の実施や個々にあった支援計画を作成し支援を行う事業、生活費等の自立支援資金の貸付け事業、児童の身元保証に関する事業などを実施しています。

また、沖縄子どもの未来県民会議(所管：沖縄県子ども未来政策課)及びNPO法人にじのはしファンドの共同事業として、大学等進学に伴う入学金や授業料を支援する「子どもに寄り添う給付型奨学金」事業が平成28年度から実施されています。

民間においても、NPO法人にじのはしファンドによる給付型支援や、沖縄県指定自動車学校協会による運転免許取得費の一部免除等の支援が実施されています。

資料 措置解除後の社会的自立に向けた支援 (P.24)

ア 社会的養護自立支援事業

児童養護施設等の退所者や里親への委託を解除された者（以下「児童養護施設退所者等」という。）に対し、継続支援計画の作成や生活相談・就労相談の実施等、自立に向けた支援を行います。

(ア) 支援コーディネーターによる継続支援計画の作成

- ・支援コーディネーターが関係機関と連携しながら継続支援計画を作成し、支援状況を把握します。生活状況の変化などに応じて計画を見直します。
- ・支援検討会議の開催（児相、里親、施設職員等が参加）

(イ) 生活相談支援

- ・居住、家庭、交友・対人関係、将来への不安等に関する生活上の相談支援を行います。
- ・対象者が気軽に集まる場を提供すること等により、自助グループ活動の育成支援を行います。
- ・入所施設等と連携し、交流会の開催等、対象者同士の交流を図ります。

(ウ) 就労相談支援

- ・雇用先となる職場の開拓、就職面接等のアドバイス等のキャリア支援を行います。
- ・事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップを行います。

(エ) 居住に関する支援

措置解除後も特に支援の必要性が高い者等に対して、対象者が居住する場として、里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや児童養護施設等において居住の場を提供します。なお、自立援助ホームや児童養護施設等において居住する場合は、原則として定員外に一定枠を設けて実施することとし、居住に要する費用を支給します。

(オ) 生活費の支給

措置解除後も特に支援の必要性が高い等の理由から、対象者が居住する場として、里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや児童養護施設等に居住する場合に生活費を支給します。

イ 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業（県補助）

沖縄県社会福祉協議会は、措置解除後に就職又は進学する者の安定した生活基盤の構築や就職に要する資格の取得を促進するため、貸付けによる支援事業を実

施しています。

ウ 身元保証人確保対策事業

児童養護施設退所者等が就学、就職、またはアパート等の賃貸に当たり、親等の保証人が得られず施設長等が保証人を引き受ける場合に、当該保証に関する損害保険契約の保険料を負担することで、身元保証人の負担を軽減します。

エ 子どもに寄り添う給付型奨学金事業（沖縄子どもの未来県民会議）

児童養護施設退所者等のうち保護者からの経済的な支援が望めない大学進学者等に対して、大学等の入学金や授業料の全額を支援します。

【課題】

- ・児童養護施設退所者等の中には、連絡が取れず、状況を把握するのが困難な者もいます。このような者は、就職や進学後に身近な大人から適切なアドバイス・支援を受けられず、離職や退学につながってしまうことがあることから、措置中の段階から措置解除後を見据えた適切な支援を行うことが必要です。

【対応策】

- ・社会的養護自立支援事業の支援コーディネーターを中心に、里親、施設、児童相談所が連携して継続支援計画を作成し、生活相談や就職相談の実施等、個々の必要性に応じた包括的な支援を行い、児童養護施設退所者等の社会的自立につなげていきます。
- ・児童養護施設退所者等に対し、支援コーディネーター等が状況把握のため定期的に連絡や面会・訪問をする仕組みを構築するとともに、当事者同士が気軽に相談できる集いの場等への参加を促していきます。

【指標】

年度	現況 H29年度 (2017)	目標 R6年度 (2024)	目標 R11年度 (2029)
社会的養護が必要な子どもの 大学等進学率（※1）	61%	大学等進学率 全県並	大学等進学率 全県並
〔参考〕全国の社会的養護が 必要な子どもの進学率	34%		

※1 大学等進学には大学、短期大学、高専4年、専修学校、公共職業能力開発施設が含まれる。

指標での「社会的養護が必要な子ども」：児童養護施設、里親（ファミリーホーム）で養育を受けた児童

※2 大学等進学率 学校基本調査（H29） 沖縄県：68% 全国：77%

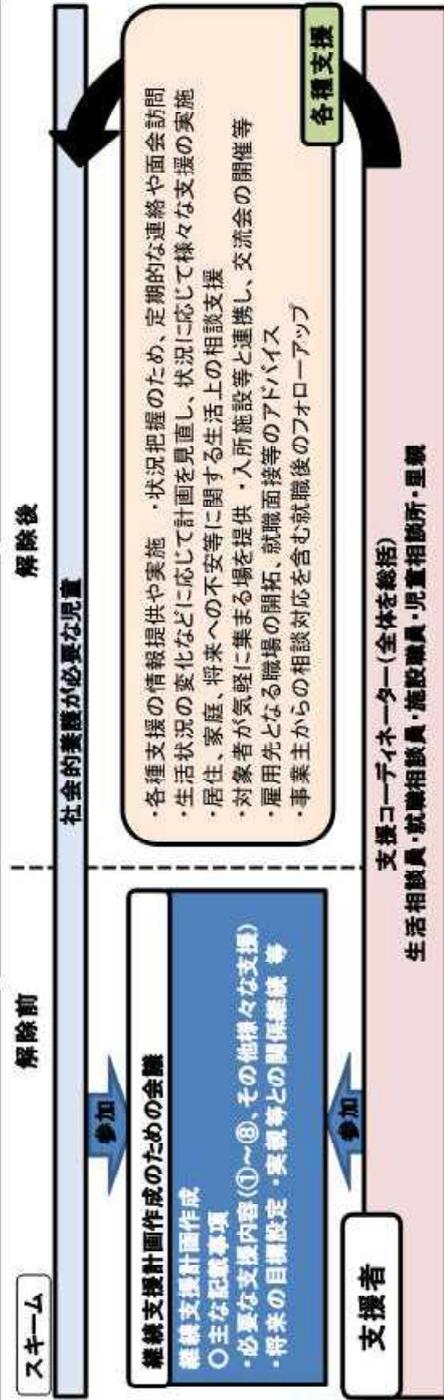
措置解除後の社会的自立に向けた支援

資料

1. 沖縄県における養護施設退所者等に対する進学・就職等への支援について(現況)

1. 青少年・子ども家庭課(国庫事業)	2. 子ども未来政策課	3. 民間支援
<p>①社会的養護自立支援事業 内容:措置解除後の継続支援計画の作成 し状況に応じて必要な支援を実施。 生活・就労相談、対象者へ居宅費等を支援 実施先:にじのはしアバンド(沖縄県委託)</p> <p>②児童養護施設等退所者等自立支援資金貸付事業 金額:住居費 32,000円 生活費 50,000円等 内容:解除後の進学、就職者へ自立支援金を貸付 実施先:沖縄県社会福祉協議会(沖縄県補助)</p> <p>③身元保証人確保対策事業 内容:施設長等が身元保証人の場合、損害保険金を負担</p>	<p>④子どもに寄り添う給付型奨学金事業 金額:入学金・授業料全額 内容:措置解除後の費護施設退所者等が、保護者からの経済的な支援が望めない大学進学者に対して、支援。 実施:沖縄子ども未来県民会議及びにじのはしアバンド共同実施</p>	<p>(にじのはしアバンド)</p> <p>⑤給付金支援費等 金額:必要額 内容:既存の生活支援費等、他の貸付金を活用してもなお生活費に不足が生じた場合等に不足額を支援。 ⑥施設使用料、活動費の支援 金額:実費 内容:大学の教材費等 ⑦資格取得 金額:10万円限度 (沖縄県指定自動車学校協会) ⑧運転免許取得費の10万円免除 etc</p>

①社会的自立支援事業の支援コーディネーターが中心となり、措置解除前にそれぞれに必要な支援を継続支援計画で定め、措置解除後に包括的な支援を実施。



(2) 自立援助ホームの設置促進(児童自立生活援助事業・就学者自立生活援助事業)

【現状】

- ・県内では、島添ホームと子どもシェルターの2カ所が、自立援助ホームとして運営されています。

【課題】

- ・島添ホームは女性専用で就労者向けであること、また、子どもシェルターは女性専用で就学・就労を問わないが短期在所者向け施設(入所期間が短く、頻繁に入退所が行われる。)であることなどから利用者が限定されているため、様々な者が利用できる自立援助ホームが必要です。

【対応策】

- ・島添ホーム及び子どもシェルターの在所者への支援を実施するため、運営を引き続き支援し、また、ニーズ等を把握した上で、男性専用の自立援助ホームや就学者及び就労困難者向けの自立援助ホームの設置を検討していきます。
- ・就学者向けの自立援助ホームができた場合には、就学者自立生活援助事業も検討していきます。
- ・自立援助ホームの設置に当たっては、社会福祉法人等への意向調査や児童相談所等への需要調査等を実施し、検討していきます。

【指標】

(単位：箇所)

年度	現況 R1年度 (2019)	目標 R6年度 (2024)	目標 R11年度 (2029)
自立援助ホームの設置	2	3	(計画の進捗状況を検証し 中間年に設定)

(3) アフターケアにおける施設間の連携について

【現状】

- ・施設退所者へのアフターケア(自立支援)は各施設で実施されており、主に職業指導員がその役割を担っています。
- ・県は、令和元年度から児童養護施設退所者等の支援を目的として、中南部を拠点

とする社会的養護自立支援事業を実施しており、集いの場を定期的に提供しています。

【課題】

- ・施設退所者へのアフターケアは、施設により支援内容に違いが生じています。その主な要因としては、各施設の職業指導員間で支援方法などの情報共有がされていないことや、職業指導員が配置されていない施設があること等が挙げられます。

【対応策】

- ・施設退所者に対する支援を充実させるため、支援コーディネーターが中心となりアフターケアネットワーク会議を定期的を開催し、施設間の連携を図り共同での支援の実施や支援方法の情報共有をします。

＜施設間の連携の具体例＞

- ・離島出身の施設退所者が本島に居住する場合に、本島施設職員がアフターケアを実施する。
- ・県内外就職先の開拓・共有や、他施設職員が県外転出者の訪問等を行う。
- ・社会的養護経験者を対象にアンケート調査を実施し、動向や実態を把握し分析することで、今後退所する児童や在所児童等への自立支援につなげていきます。
- ・各施設で様々である退所者へのアフターケアの統一、強化を図るため、職業指導員の配置を検討していきます。

【指標】

(単位：箇所)

年度	現況 R1年度 (2019)	目標 R6年度 (2024)	目標 R11年度 (2029)
職業指導員の配置施設数	3	増加	増加

10 児童相談所の強化等に向けた取組

児童相談所の児童虐待相談対応件数は年々増加しており、全国で重篤な児童虐待事件も後を絶たず、深刻な社会問題となっています。

改正児童福祉法では児童虐待対策強化の一環として、児童相談所及び市町村の体制

- ・専門性の強化や中核市・特別区への児童相談所設置等に必要な措置が講じられるこ

となりました。

その後、平成30年3月に東京都目黒区で発生した5歳女児の児童虐待死亡事案を受け、同年7月に開催された児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議で「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（以下「緊急総合対策」という。）が決定され、これに基づき同年12月には「児童虐待防止対策総合強化プラン」（以下「新プラン」という。）が策定され、国・自治体・関係機関が一体となって児童虐待防止対策に必要な取組を行っていくこととされました。さらに、平成31年1月に千葉県で発生した小学4年生女児の児童虐待死亡事案を受け、同年2月に再び児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議が開催され、緊急総合対策の更なる徹底・強化について対策に取り組むことが示されました。

【現状】

- ・近年、県内の児童相談所が処理した児童虐待相談件数は増加の一途をたどっており、平成30年度には前年度に比べて59%増と大幅に増加しました。増加の背景と要因としては、全国で相次いだ児童虐待死亡事件等により、児童虐待に対する地域の関心が高まったことや、緊急総合対策に基づき警察機関の取組が徹底され、警察からの面前DV等の通告が増加したことが考えられます。
- ・令和元年8月、児童相談所と県警察との連携を強化するために、情報共有に関する協定書の内容を、虐待として処理した全件を共有する内容に改めました。

【課題】

- ・児童虐待相談件数の増加や、児童虐待への社会的関心が高まる中で、児童相談所の体制強化を進めてきましたが、児童相談所の役割は拡大し続けており、更なる体制強化及び関係機関との連携の強化が求められています。

【対応策】

- ・児童福祉司の持ちケースが過多にならずきめ細かいケース対応が可能となるよう、児童福祉法施行令の基準に則り、職員体制の更なる強化に努めます。
- ・職員の過重な精神的負担を軽減するため、計画的な人事異動や職場研修システムの確立など人材育成のための各種方策に取り組みます。
- ・虐待を行った保護者が良好な家庭環境を形成し、再び虐待を行わないようにするた

め、当該保護者に対し、必要な支援を行います。

- ・ 困難事例への対応を強化するため、現職警察官を児童相談所に配置すること等を検討します。
- ・ 市町村支援専任職員を児童相談所に配置し、市町村との連携を更に強化します。
- ・ 中核市の児童相談所設置については、国の動向も踏まえて必要な支援を行っていきます。

【指標】

(単位：人)

年度	現況 R1年度 (2019)	目標 R11年度 (2029)
児童福祉司数	50	国の配置基準
児童心理司数	14	国の配置基準

指標一覧（再掲）

3 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組

(1) 市町村の相談支援体制等の整備に向けた県の支援・取組

（単位：市町村数）

年度	現況 H31. 4. 1 (2019)	目標 R6年度 (2024)	目標 R11年度 (2029)
子ども家庭総合支援拠点の設置市町村数	1	41	41
母子健康包括支援センターの設置市町村数	6	41	41

5 里親等への委託の推進に向けた取組

（単位：％）

年／年度	現況 H30年 (2018)	目標 R6年度 (2024)	目標 R11年度 (2029)
里親等委託率	34.7	37.0	40.0

6 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

（単位：箇所）

年度	現況 R1年度 (2019)	R6年度 (2024)	R11年度 (2029)
支援する民間あっせん機関の数	1	1	（国の制度等を踏まえ 検証し中間年に設定）

7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

(2) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

イ 施設の改築・改修及び地域小規模児童養護施設の開設

(単位：箇所)

年度	現況 R1年度 (2019)	目標 R6年度 (2024)	目標 R11年度 (2029)
① 本体施設改修・改築に伴う 小規模化されたユニット数	10	12	31
② 地域小規模児童養護施設	8	15	20
③ 小規模グループケア（分園型）	0	0	4
計	18	27	55

ウ 専門的なケアの充実

(単位：①人、②箇所)

年度	現況 R1年度 (2019)	目標 R6年度 (2024)	目標 R11年度 (2029)
① ケアニーズが非常に高い 児童の受入可能人数	0	0	36
② ケアニーズが非常に高い 児童の受入箇所数	0	0	9

エ 在宅支援機能や里親支援機能をはじめとする多機能化・機能転換

(7) 児童家庭支援センターの積極的な活用促進や設置検討

(単位：箇所)

年度	現況 R1年度 (2019)	目標 R6年度 (2024)	目標 R11年度 (2029)
児童家庭支援センター設置数	2	3	(計画の進捗状況を検証し中間年に設定)

8 一時保護改革に向けた取組

(単位：日)

年度	現況 H29年度 (2017)	目標 R11年度 (2029)
一時保護所における 一人平均一時保護日数	41.5	32.5

9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

(1) 社会的養護自立支援の推進

(単位：%)

年度	現況 H29年度 (2017)	目標 R6年度 (2024)	目標 R11年度 (2029)
社会的養護が必要な子どもの 大学等進学率	61	全県並	全県並

(2) 自立援助ホームの設置促進(児童自立生活援助事業・就学者自立生活援助事業)

(単位：箇所)

年度	現況 R1年度 (2019)	目標 R6年度 (2024)	目標 R11年度 (2029)
自立援助ホームの設置	2	3	(計画の進捗状況を検証し中間年に設定)

(3) アフターケアにおける施設間の連携について

(単位：箇所)

年度	現況 R1年度 (2019)	目標 R6年度 (2024)	目標 R11年度 (2029)
職業指導員の配置施設数	3	増加	増加

10 児童相談所の強化等に向けた取組

(単位：人)

年度	現況 R1年度(2019)	目標 R11年度(2029)
児童福祉司数	50	国の配置基準
児童心理司数	14	国の配置基準

社会的養護経験者及び子どもへのアンケート

○ アンケート回答者の構成

施設養護経験者

	男子	女子	計	備考
10歳	9	5	14	アンケート 施設在所児等 (10～12) 小学生想定
11歳	10	4	14	
12歳	11	7	18	
13歳	13	7	20	アンケート 施設在所児等 (13～15) 中学生想定
14歳	3	3	6	
15歳	12	8	20	
16歳	6	9	15	アンケート 施設在所児等 (16～18) 高校生想定
17歳	2	8	10	
18歳	3	6	9	
19歳	1	3	4	アンケート 措置解除者 (19～23)
20歳	1	2	3	
21歳	0	0	0	
22歳	1	2	3	
23歳	1	0	1	
計	73	64	137	

里子経験者・・・令和2年3月31日に措置解除予定の5名に対し実施

施設養護経験者へのアンケート結果の主な内容

(1) 一時保護所に来て良かったことはどんなことでしたか？

	選択肢	回答数	比率 (%)
1	友達ができた	26	28.0
2	ない	24	25.8
3	楽しく過ごせた	17	18.3
4	生活が規則正しくなった	12	12.9
5	職員が優しい	9	9.7
6	勉強ができた	5	5.4
-	-	93	100

友達ができたことが一時保護所で良かったことの最上位

(2) 一時保護所に来て嫌だったこと、つらかったこと、困ったことはどんなことでしたか？

	選択肢	回答数	比率 (%)
1	ない	25	26.0
2	ルールがあること	23	24.0
3	知らない人との生活	18	18.8
4	親と会えない	16	16.7
5	学校に行けない	12	12.5
6	職員が厳しい	2	2.1
-	-	96	100

ルールがあることや知らない人との生活が、一時保護所で嫌だったことの上位

(3) 一時保護所にいる時に、学校に行けなかったことについてどう思いますか？

	選択肢	回答数	比率 (%)
1	特に何とも思わない	27	32.5
2	元の学校であれば行きたい	24	28.9
3	違う学校でも行きたい	13	15.7
4	一時保護所で勉強できるので行かなくていい	10	12.0
5	学校に行きたくなかった	9	10.8
-	-	83	100

一時保護所にいる時に約40%は学校に行きたかった。

(4) 施設に来てよかったことはどんなことですか？（複数回答）

	選択肢	回答数	回答者比率 (%)
1	人との関わりが増えた	63	46.0
2	みんなと楽しく遊べる・にぎやか	57	41.6
3	行事が楽しい	43	31.4
4	お金の心配がない	32	23.4
5	ない	31	22.6
6	外出ができる	23	16.8
7	学校に行ける	21	15.3
8	買い物ができる	20	14.6
9	生活が規則正しくなった	19	13.9
10	三食食べられる	17	12.4
11	勉強ができる	10	7.3
12	親や家族と離れることができた	7	5.1
13	自由になった	6	4.4
-	-	349	-

友人らとの交流が養護施設で良かったことの上位

- (5) 施設の生活で嫌なこと、つらいこと、困ったことを教えてください。
(複数回答)

	選択肢	回答数	回答者比率 (%)
1	自由がない、ルールが厳しい	71	51.8
2	職員が厳しい	32	23.4
3	友達とのトラブル	31	22.6
4	学校	18	13.1
5	施設的环境が悪い	17	12.4
6	家族と面会ができない	10	7.3
7	部活	6	4.4
-	-	185	-

ルールや職員が厳しいことが養護施設で嫌なことの上位

- (6) 高校卒業後に希望する進路はどこですか？

	選択肢	回答数	比率 (%)
1	就職	36	35.6
2	専修(専門)学校	29	28.7
3	大学	26	25.7
4	高等専門学校	6	5.9
5	短大	4	4.0
-	-	101	100

約3分の2は高校卒業後の進学を希望

- (7) 施設での生活は18歳(高校卒業)までですが、可能なら延長(20歳まで)しますか？

	選択肢	回答数	比率 (%)
1	思わない	83	66.4
2	分からない	25	20.0
3	したいと思う	17	13.6
-	-	125	100.0

高校卒業後の措置延長希望者は7人に1人

児童養護施設で生活している子ども達へのアンケート（10歳～12歳）

○ アンケート回答者の構成

	男子	女子	計
10歳	9	5	14
11歳	10	4	14
12歳	11	7	18
計	30	16	46

I 一時保護所について

1 児童相談所の一時保護所で生活した事がありますか。

①生活した事がある ②生活した事がない

2 児童相談所の一時保護所での生活を覚えていますか。

①覚えている ②覚えていない

※①を選んだ方は、設問3へ。②を選んだ方は「II 施設での生活」へ

3 一時保護所にいたころは何歳ですか。

①0歳～3歳 ②3歳～6歳 ③7歳～9歳 ④10歳～12歳
 ⑤13歳～15歳 ⑥16歳以上

4 一時保護所に来てよかった事はどんなことでしたか。(1つに○)

①友達ができた ②生活が規則正しくなった ③楽しく過ごせた ④勉強ができた
 ⑤職員が優しい ⑥ない ⑦その他(自由記述)

・初めてキラキラ星がピアノで弾けた
 ・好きなアーティストを作れた

5 一時保護所に来て、嫌だったこと、つらかったこと、困った事はどんなことでしたか。(1つに○)

①親と会えない ②知らない人との生活 ③ルールがあること ④学校に行けない
 ⑤職員が厳しい ⑥ない ⑦その他(自由記述)

・外に遊びに行けない
 ・ルールがきびし過ぎる

6 一時保護所にいるとき、一緒のお部屋で生活していたのは何人ですか。

①1人 ②2人 ③3人
 ④4人 ⑤5人 ⑥6人以上

7 一時保護所で一緒のお部屋で生活するのは何人がいいと思いますか。

- ①1人 ②2人 ③3人
④4人 ⑤5人 ⑥6人以上

8 (一時保護所の部屋の希望人数の理由について)それはどうしてですか。

※複数回答可(上位2つまで、上位順に記載) 例)④、①(特にそう思う理由から順に記載) 以下同

- ①プライバシーが守れる ②ちょうどいい ③静かに過ごせる
④けんかやいじめ友達のトラブルがないため ⑤他の人を助けたり、助けられたりするから
⑥楽しいから(友達と話せる、遊べる) ⑦寂しいし・こわいから
⑧兄弟といたいから ⑨その他(自由記述)

・いいくらいの人数だから

9 一時保護所にいるときに、学校に行けなかったことについてどう思いますか。(1つに○)

- ①元の学校であれば行きたい ②違う学校でも行きたい ③学校には行きたくなかった
④一時保護所で勉強できるのでいなくていい ⑤特になんとも思わない

10 一時保護所での生活をよくするためにしてほしいと思うことを書いてください(自由記述)

・おいしくないものを出してほしくない
・小さな子は女の子のところに来るけど、男の子の小さな子は男の子のところに行くといいと思う。
・学校にいかせてほしい
・楽しかった
・自由な時間を増やしてほしい
・ワーカーさんと一ヶ月に一回面談したかった
・職員を変えてほしいもっとお金が欲しい
・もっと先生が優しくなってほしい
・平日、土日関係なくゲームをしたい
・そとであそべる
・イベントをもっと多くしてほしい

11 一時保護所から出た後どこにすみたかったですか。(1つに○)

- ①児童養護施設 ②里親 ③家族 ④親族 ⑤とくになし

12 一時保護所から出た後、どこの地域に住みたかったですか。(1つに○)

- ①住み慣れた地域 ②住み慣れた地域以外 ③ない

II 施設での生活について

1 施設に来てよかったことはどんなことですか。

※複数回答可(上位3つまで、上位順に記載) 例)④、①、③(特にそう思う理由から順に記載)

- ①人との関わりが増えた(友達や仲間) ②みんなと楽しく遊べる・にぎやか
 ③お金の心配がない ④親や家族と離れることができた。 ⑤行事が楽しい
 ⑥外出ができる ⑦買い物ができる ⑧三食食べられる ⑨学校にいける
 ⑩勉強ができる ⑪自由になった ⑫生活が規則正しくなった ⑬ない
 ⑭その他(自由記述)

2 施設の生活で嫌なこと、つらいこと、困ったことを教えてください。

※複数回答可(上位2つまで、上位順に記載)

- ①友達とのトラブル(いじめ、けんか) ②自由がない、ルールが厳しい ③職員が厳しい
 ④学校 ⑤部活 ⑥施設の環境が悪い ⑦家族との面会ができない
 ⑧その他(自由記述)

・親と会う回数が少ない
 ・外出届をださないと出かけられないから遊びに行きづらい
 ・くもんをなくしてほしい
 ・職員の対応が異常(おどし、他人事にされる、自分の気持ちをスルーする、めんどくさいことはスルー)

3 施設には何歳からいますか。

- ①0歳～3歳 ②3歳～6歳 ③7歳～9歳 ④10歳～12歳
 ⑤13歳～15歳 ⑥16歳以上

4 今、一緒にホーム(寮、グループなど)で生活しているのは何人ですか。

- ①4人以下 ②5～6人 ③7～8人 ④9～10人 ⑤11人以上

5 一緒にホーム(寮、グループなど)で生活するのは何人がいいと思います。

- ①4人以下 ②5～6人 ③7～8人 ④9～10人 ⑤11人以上

6 (一緒にホーム(寮、グループなど)人数について)それはどうしてですか。

※複数回答可(上位2つまで、上位順に記載)

- ①プライバシーが守れる ②ちょうどいい ③静かに過ごせる
 ④けんかやいじめ友達のトラブルがないため ⑤他の人を助けたり、助けられたりするから
 ⑥楽しいから(友達と話せる、遊べる) ⑦寂しいし・こわいから ⑧兄弟といたいから
 ⑨その他(自由記述)

7 今、一緒のお部屋(寝る部屋)で生活しているのは何人ですか。

- ①1人 ②2人 ③3人
 ④4人 ⑤5人 ⑥6人以上

8 一緒のお部屋で生活するのは何人がいいと思いますか。

- ①1人 ②2人 ③3人
 ④4人 ⑤5人 ⑥6人以上

9 (同じ部屋の希望人数について)それはどうしてですか。

※複数回答可(上位2つまで、上位順に記載)

- ①プライバシーが守れる ②ちょうどいい ③静かに過ごせる
 ④けんかやいじめ友達のトラブルがないため ⑤他の人を助けたり、助けられたりするから
 ⑥楽しいから(友達と話せる、遊べる) ⑦寂しいし・こわいから ⑧兄弟といたいから
 ⑨その他(自由記述)

- ・丁度いい
- ・兄弟とじゃなくて違う子ともいたいから
- ・パチられる
- ・自分一人だけの部屋で落ち着きたいから
- ・泣きなくなったときにそばにいたら安心するから

10 施設での生活を良くするために、してほしいと思うことを書いてください。

※複数回答可(上位2つまで、上位順に記載)

- ①自由な時間を増やして欲しい ②施設の設備など必要なものをそろえて欲しい
 ③行事を増やして欲しい ④暴力を無くして欲しい ⑤職員をよくして欲しい
 ⑥ない ⑦その他(自由記述)

- ・一人部屋がいい
- ・一人部屋、先生達をちゃんとしてほしい
- ・外出がしたい友達と
- ・体育館をつかってほしい、もっと職員を優しくしてほしい
- ・体育館をつけてほしい
- ・職員の対応をよくしてほしい

Ⅲ 高校卒業後の生活について

1 高校卒業後に希望する進路はどこですか。

- ①大学 ②短大 ③高等専門学校 ④専修(専門)学校
- ⑤職業訓練校 ⑥就職 ⑦その他(自由記述)

2 質問1で希望した進路を選択した理由は何ですか。(複数回答可)

- ①将来の夢を叶えるため ②自立したいから ③経済的な理由から
- ④施設職員にすすめられたから ⑤学校にすすめられたから
- ⑤その他

3 もともと希望していた進路と質問1で回答した現在の希望進路に違いがありますか。

- ①ある ②なし → 質問5へ進んで下さい

4 もともと希望していた進路を断念した理由を教えてください。(複数回答可)

- ①親への支援を行う必要があったため ②希望校への進学には学力が伴っていなかったため
- ③(施設を出て)生活全般が不安なため ④経済的に余裕がなかったため
- ⑤その他(自由記述)

5 施設での生活は18歳(高校卒業)までですが、可能なら延長(20歳まで)したかったですか。

- ①したいと思う ②思わない ③どちらとも言えない

6 (措置延長を希望する場合の理由について)それはどうしてですか。

- ①(施設を出て)生活全般に不安があるから ②経済的な負担が軽くなるから
- ③規則正しい生活を送れるから ④その他(自由記述)

・先生達が少し嫌だから
 ・ながくいたいから
 ・むずかしい

V 親との面会について

1 親との面会交流を年に数回は行っていますか。(自由記述)

・多くてわからない ・かえってます ・しない ・0回 ・5～6回 ・行っています ・行っている
 ・5回以上 ・はい×5 ・行っているけど、施設の人がいるし時間がすくない ・12回 ・2回
 ・毎週日曜日 ・やっている月二回外泊 ・5～6回 ・7回 ・月に2回外出交流
 ・10回以上 ・24 ・2回 ・24回 ・行っている ・2～6 ・2回 ・10回以上
 ・はい(3回) ・12回 ・12回 ・わからない、しない

2 (面会交流をする場合/しない場合の理由について)それはどうしてですか。(自由記述)

・早く出たいから ・帰るため ・外泊、外出がおおいから ・母との交流なのに先生、ワーカーなどがあること(いやだ)
 ・面会をすると楽 ・親と会って、遊んだりしたいから ・意味がわからない ・親と会えたこと、さよならするのが嫌だった
 ・家族の仲を深めるため ・親と会えるときは安心する ・もっと増やしてほしい ・親と会えること ・あそぶ
 ・もっと会いたい ・お母さんが入院しているため ・親と会いたい

3 (面会交流をする場合)良かったこと、又は嫌だったと思うことを書いてください。(自由記述)

・褒めてもらうこと ・まだ2～3歳だったのでおぼえていない。 ・大人が近くにいてほしい
 ・お父さんにもっと優しくなってって行ってほしかった ・父と一緒にいたかった ・たたかないでほしかった
 ・一人部屋 ・お菓子がほしかった ・誕生日会、プレゼントがほしかった
 ・友達の家に送る ・自分の気持ちをわかってほしかった

VI その他支援について

1 施設に来る前、家で生活している時に親や家族、まわりの大人からしてほしいと思っていたことを教えてください。(自由記述)

・褒めてもらうこと ・まだ2～3歳だったのでおぼえていない。 ・大人が近くにいてほしい
 ・お父さんにもっと優しくなってって行ってほしかった ・父と一緒にいたかった ・たたかないでほしかった
 ・一人部屋 ・お菓子がほしかった ・誕生日会、プレゼントがほしかった
 ・友達の家に送る ・自分の気持ちをわかってほしかった

2 もしも、自分の家族と暮らすなら、自分や家族のためにまわりの大人からしてほしいと思うことはどんなことですか。

- ①お金のことを助けてほしい ②自分や家族が病院に行けるようにしてほしい
 ③自分や家族を危ないことから守ってほしい
 ④自分や家族が困ったときに相談に乗ってほしい ⑤その他(自由記述)

・あそびにいきたい
 ・静かにさせてほしい
 ・家庭教師がほしい。お金をふやしてほしい
 ・自分がされたことをやってほしくない

児童養護施設で生活している子ども達へのアンケート(13歳～15歳)

○ アンケート回答者の構成

	男子	女子	計
13歳	13	7	20
14歳	3	3	6
15歳	12	8	20
計	28	18	46

I 一時保護所について

1 児童相談所の一時保護所で生活した事がありますか。

①生活した事がある ②生活した事がない

2 児童相談所の一時保護所での生活を覚えていますか。

①覚えている ②覚えていない

※①を選んだ方は、設問3へ。②を選んだ方は「Ⅱ 施設での生活」へ

3 一時保護所にいたころは何歳ですか。

①0歳～3歳 ②3歳～6歳 ③7歳～9歳 ④10歳～12歳
 ⑤13歳～15歳 ⑥16歳以上

4 一時保護所に来てよかった事はどんなことでしたか。(1つに○)

①友達ができた ②生活が規則正しくなった ③楽しく過ごせた ④勉強ができた
 ⑤職員が優しい ⑥ない ⑦その他(自由記述)

・親からはなれてさびしかった
 ・いろいろな大人の人とはなせて、集団生活を経験できたことと、福祉のお仕事(心理司、ワーカーさんなど)がしれたこと
 ・コザの先生が優しくかった ・暇なときは土日にゲームできる

5 一時保護所に来て、嫌だったこと、つらかったこと、困った事はどんなことでしたか。(1つに○)

①親と会えない ②知らない人との生活 ③ルールがあること ④学校に行けない
 ⑤職員が厳しい ⑥ない ⑦その他(自由記述)

・年上に暴言を言われたこと
 ・外であそべない

6 一時保護所にいるとき、一緒のお部屋で生活していたのは何人ですか。

①1人 ②2人 ③3人
 ④4人 ⑤5人 ⑥6人以上

7 一時保護所で一緒のお部屋で生活するのは何人がいいと思いますか。

7	②2人	7	③3人	7	
4	⑤5人	1	⑥6人以上		6

8 (一時保護所の部屋の希望人数の理由について)それはどうしてですか。

※複数回答可(上位2つまで、上位順に記載) 例)④、①(特にそう思う理由から順に記載) 以下同

①プライバシーが守れる	4	②ちょうどいい	17	③静かに過ごせる	10
④けんかやいじめ友達のトラブルがないため	5	⑤他の人を助けたり、助けられたりするから			0
⑥楽しいから(友達と話せる、遊べる)	9	⑦寂しいし・こわいから			1
⑧兄弟といたいから	1	⑨その他(自由記述)			

・仲良くいれるように(仲が深まる)
 ・一時保護所は皆、心が傷だらけのこや(親といきなり離れて)やんちゃしてる中高生が来るのでギスギスしているから大人数で同じ部屋にいたら安心できないから
 ・一時保護所はプライバシーがきびしいから、幼児とかがうるさくても部屋にいたら少しは静かに過ごせるから

9 一時保護所にいるときに、学校に行けなかったことについてどう思いますか。(1つに○)

①元の学校であれば行きたい	6	②違う学校でも行きたい	9	③学校には行きたくなかった	3
④一時保護所で勉強できるのでいなくていい	3	⑤特になんとも思わない	12		

10 一時保護所での生活をよくするためにしてほしいと思うことを書いてください(自由記述)

・行事を増やしてほしい ・もっと自由に遊べるようにしてほしい ・かんさつ室をなくす(プエナルティ)
 ・年上の人が年下の子をなぐってたから、部屋には必ず先生がいた方がいいと思う。(何年もまえだから今はどうなってるかしらんけど)
 ・外で遊ぶ時間がほしい ・女子も外で遊ぶ時間がほしい、夕方 ・体をもっと動かせたらいいと思う
 ・ルールを少なくして自由に暮らせるように ・外遊びか、みんなで外出
 ・少しでも外に出して遊びにいきたい ・もっと一般家庭に近い感じな寮にしたい
 ・そとであそべる ・寝る時間をもっと遅くしてほしい、自由時間を、もっとふやしてほしい
 ・個室にしてほしい、風呂の鍵を2重にしてほしい ・親と離れるのもさみしいけど、友達との関わりも増やす
 ・ご飯をもうちょっとおいしくしてほしい ・本を増やしてほしい(漫画、小説等)
 ・幼児さん～高3までで年齢層がひろいので、幼い子は年上のひと(やんちゃな子とか)におこられて、怖かったりするんで年齢を近い子同士で区切った方がいいとおもいます。
 ・職員の数を増やしてほしい、一人部屋にしてほしい、遠足とかを月1回にしてほしい

11 一時保護所から出た後どこにすみたかったですか。(1つに○)

①児童養護施設	4	②里親	5	③家族	3	④親族	3	⑤とくになし	12
---------	---	-----	---	-----	---	-----	---	--------	----

12 一時保護所から出た後、どこの地域に住みたかったですか。(1つに○)

①住み慣れた地域	19	②住み慣れた地域以外	6	③ない	9
----------	----	------------	---	-----	---

II 施設での生活について

1 施設に来てよかったことはどんなことですか。

※複数回答可(上位3つまで、上位順に記載) 例)④、①、③(特にそう思う理由から順に記載)

- ①人との関わりが増えた(友達や仲間) ②みんなと楽しく遊べる・にぎやか
 ③お金の心配がない ④親や家族と離れることができた。 ⑤行事が楽しい
 ⑥外出ができる ⑦買い物ができる ⑧三食食べられる ⑨学校にいける
 ⑩勉強ができる ⑪自由になった ⑫生活が規則正しくなった ⑬ない
 ⑭その他(自由記述)

・毎日ごはんが食べれる ・友達と遊べる ・人との関わりがふえた ・部活にいける
 ・家にいたらお金の心配するから、勉強する時間があってテストでいい点とったら褒めてくれたから、学校がいきやすいから
 ・まだ決まっていない ・すべての質問にツッコミどころが多すぎる

2 施設の生活で嫌なこと、つらいこと、困ったことを教えてください。

※複数回答可(上位2つまで、上位順に記載)

- ①友達とのトラブル(いじめ、けんか) ②自由がない、ルールが厳しい ③職員が厳しい
 ④学校 ⑤部活 ⑥施設の環境が悪い ⑦家族との面会ができない
 ⑧その他(自由記述)

・たのしくない ・おやつが食べれる、毎日うるさい ・ルールが多い ・外泊がすくない
 ・施設の場所(学校から遠い) ・幼児が殴ってつばをかけてくる
 ・職員の数が少ない、必要な時にいない、話したいときに話せない
 ・やりたいことがないから ・友達の家にとまれない
 ・職員の機嫌を子どもにぶつけてくる、ちゃんと話をきかんで、自分の意見をおしつける職員がある。

3 施設には何歳からいますか。

- ①0歳～3歳 ②3歳～6歳 ③7歳～9歳 ④10歳～12歳
 ⑤13歳～15歳 ⑥16歳以上

4 今、一緒のホーム(寮、グループなど)で生活しているのは何人ですか。

- ①4人以下 ②5～6人 ③7～8人 ④9～10人 ⑤11人以上

5 一緒のホーム(寮、グループなど)で生活するのは何人がいいと思います。

- ①4人以下 ②5～6人 ③7～8人 ④9～10人 ⑤11人以上

6 (一緒にホーム(寮、グループなど)人数について)それはどうしてですか。

※複数回答可(上位2つまで、上位順に記載)

- ①プライバシーが守れる ②ちょうどいい ③静かに過ごせる
 ④けんかやいじめ友達のトラブルがないため ⑤他の人を助けたり、助けられたりするから
 ⑥楽しいから(友達と話せる、遊べる) ⑦寂しいし・こわいから ⑧兄弟といたいから
 ⑨その他(自由記述)

・たくさんいると関係が難しくなるから ・毎日うるさいから怖くない ・明るいほうがいい
 ・部屋があく ・家族(一般家庭)に近い
 ・3, 4人ぐらいだったらそんなにうるさくないから、先生に勉強を教えてもらえる
 ・いっぱい人がいたらいろいろとだるいから ・職員がメンバーとか決めたから

7 今、一緒のお部屋(寝る部屋)で生活しているのは何人ですか。

- ①1人 ②2人 ③3人
 ④4人 ⑤5人 ⑥6人以上

8 一緒のお部屋で生活するのは何人がいいと思いますか。

- ①1人 ②2人 ③3人
 ④4人 ⑤5人 ⑥6人以上

9 (同じ部屋の希望人数について)それはどうしてですか。

※複数回答可(上位2つまで、上位順に記載)

- ①プライバシーが守れる ②ちょうどいい ③静かに過ごせる
 ④けんかやいじめ友達のトラブルがないため ⑤他の人を助けたり、助けられたりするから
 ⑥楽しいから(友達と話せる、遊べる) ⑦寂しいし・こわいから ⑧兄弟といたいから
 ⑨その他(自由記述)

・一人はさびしい ・多くてもいやだ
 ・部屋くらいは一人がいい、自由だから、相部屋の子にうるさくされたりもしないから
 ・ウザいやつとなったらいやだから

10 施設での生活を良くするために、してほしいと思うことを書いてください。

※複数回答可(上位2つまで、上位順に記載)

- ①自由な時間を増やして欲しい ②施設の設備など必要なものをそろえて欲しい
 ③行事を増やして欲しい ④暴力を無くして欲しい ⑤職員をよくして欲しい
 ⑥ない ⑦その他(自由記述)

・スマホがほしい&小遣いUp ・ギガを増やしてほしい ・うるさい人がいる
 ・お小遣いを増やしてほしい(300円~100円程度) ・幼児さんをへらす
 ・もう少し遊びに行きたい、幼児が殴ってきたりつばかけてくるのをやめてほしい
 ・外出時間を長めにしてほしい、もっと自由に外出したい ・体育館を作ってほしい
 ・門限が早い、遊ぶところがすくない、暇時間が多い、先生達はルール守らないくせに子どもには「ルール守れ」とめっちゃいってそーとークソウザイ
 ・もっと普通の家みたいにしてほしい、子どもの意見をもっと聞いてほしい、学校から帰ってくるとき機嫌悪いかどうか気にしてドキドキしながら帰ってくるから。

Ⅲ 高校卒業後の生活について

1 高校卒業後に希望する進路はどこですか。

①大学 ②短大 ③高等専門学校 ④専修(専門)学校

⑤職業訓練校 ⑥就職 ⑦その他(自由記述)

2 質問1で希望した進路を選択した理由は何ですか。(複数回答可)

①将来の夢を叶えるため ②自立したいから ③経済的な理由から

④施設職員にすすめられたから ⑤学校にすすめられたから

⑤その他

3 もともと希望していた進路と質問1で回答した現在の希望進路に違いがありますか。

①ある ②なし → 質問5へ進んで下さい

4 もともと希望していた進路を断念した理由を教えてください。(複数回答可)

①親への支援を行う必要があったため ②希望校への進学には学力が伴っていなかったため

③(施設を出て)生活全般が不安なため ④経済的に余裕がなかったため

⑤その他(自由記述)

5 施設での生活は18歳(高校卒業)までですが、可能なら延長(20歳まで)したかったですか。

①したいと思う ②思わない ③どちらとも言えない

6 (措置延長を希望する場合の理由について)それはどうしてですか。

①(施設を出て)生活全般に不安があるから ②経済的な負担が軽くなるから

③規則正しい生活を送れるから ④その他(自由記述)

V 親との面会について

1 親との面会交流を年に数回は行っていますか。(自由記述)

・4回以上 ・0回 ・はい×7 ・面会交流はしない ・行っている(月に2~3回)
・外泊などは年に3回 ・行っているけど、帰省調整をちゃんとしてくれない ・行っていない
・3~4回 ・おぼえていない ・約10回 ・12回ぐらい(だいたい) ・10~13
・13~14回 ・(月)2回 ・0回 ・12回 ・面会はなけど、年に6回くらい外泊してます
・2回 ・してない ・月に2回外出交流+時々外泊もある ・10回以上 ・行っている
・12回以上 ・はい ・12 ・1~2回 ・2ヶ月に1回ぐらい ・月1回 ・行っている
・0回 ・12回

2 (面会交流をする場合/しない場合の理由について)それはどうしてですか。(自由記述)

・がいはくしているから ・したくないから ・でんわない ・園が楽しくない、親に会いたいから
・親が体調がわるいから ・おかあさんに会いたいから ・家族と交流するため ・親と会いたくないから
・じぶんが会いたいから ・時間があるから? ・しても意味ないから ・親と話すため
・親が行方不明だから・外国と県外にいるから ・1か月に1回ぐらいときめているから
・親と会って話したいから ・した方がいいから・成績について
・会いたいとは思わないし、親と会う日があわない ・意味わからない ・親との交流
・進路や卒業後についてはなしたいから ・月1回の規制がある
・ゆっくりするため ・欲しいものがあるから

3 (面会交流をする場合)良かったこと、又は嫌だったと思うことを書いてください。(自由記述)

・楽しかった ・園の5億倍たのしいHAPPY
・よかったこと・・・自分がどんな子なのかしれる 悪かったこと・・・会う度に謝ってくる、むなしくなる
・制限かけるな ・やったことない ・姉とあえてよかった ・話ができる
・親とちゃんと話すことができる ・お菓子くれる、たこ焼きつくった、おこられた
・自由になった ・自由になれる ・久しぶりで安心する ・遊べること(自由に)
・家族の近況がわかる
・自分に許可を取らないで先生達が勝手に親呼んでそーと一むかつく、先生はこういうところをなおしてほしい。
・お互いの体調がわかる ・よくわからなくなる、いろいろと ・会うのが嫌
・家族との仲が深まる ・いろんなところいけるから ・外泊できること
・面会交流する度何か買ってもらえる ・友達と遊びにいたりしてるとき
・面会はしたけど、早めに施設から出れないから ・親と会えたこと(よかったこと)

VI その他支援について

1 施設に来る前、家で生活している時に親や家族、まわりの大人からしてほしいと思っていたことを教えてください。(自由記述)

・優しくしてほしい ・園に預けないでほしかった ・さんぽ
・兄弟ともっとあわせてほしい ・お母さんむかえにきてほしい ・自由
・暴力などをしないでほしい ・優しくしてほしい ・信じてほしい
・親戚に引き取ってほしかった ・おでかけ ・ちゃんとしてほしかった
・早く施設に入りたかった ・自分の夢を応援してほしい

2 もしも、自分の家族と暮らすなら、自分や家族のためにまわりの大人からしてほしいと思うことはどんなことですか。

①お金のことを助けてほしい

15

②自分や家族が病院に行けるようにしてほしい

7

③自分や家族を危ないことから守ってほしい

8

④自分や家族が困ったときに相談に乗ってほしい

11

⑤その他(自由記述)

- ・家族みんなで過ごすこと
- ・将来の事、勉強
- ・家族と住まなくていい
- ・お母さんが荒れるのをなんとかしてほしい
- ・自分が生活する上で口を挟まないでほしい(自分なりにやりたいことをしてるから)

児童養護施設で生活している子ども達へのアンケート(16歳～18歳)

○ アンケート回答者の構成

	男子	女子	計
16歳	6	9	15
17歳	2	8	10
18歳	3	6	9
計	11	23	34

I 一時保護所について

1 児童相談所の一時保護所で生活した事がありますか。

①生活した事がある

21

②生活した事がない

9

2 児童相談所の一時保護所での生活を覚えていますか。

①覚えている

18

②覚えていない

8

※①を選んだ方は、設問3へ。②を選んだ方は「Ⅱ 施設での生活」へ

3 一時保護所にいたころは何歳ですか。

①0歳～3歳

1

②3歳～6歳

1

③7歳～9歳

4

④10歳～12歳

9

⑤13歳～15歳

8

⑥16歳以上

1

4 一時保護所に来てよかった事はどんなことでしたか。(1つに○)

①友達ができた

7

②生活が規則正しくなった

7

③楽しく過ごせた

2

④勉強ができた

0

⑤職員が優しい

3

⑥ない

3

⑦その他(自由記述)

5 一時保護所に来て、嫌だったこと、つらかったこと、困った事はどんなことでしたか。(1つに○)

①親と会えない

3

②知らない人との生活

3

③ルールがあること

7

④学校に行けない

3

⑤職員が厳しい

1

⑥ない

4

⑦その他(自由記述)

6 一時保護所にいるとき、一緒のお部屋で生活していたのは何人ですか。

①1人

5

②2人

5

③3人

1

④4人

1

⑤5人

1

⑥6人以上

7

7 一時保護所で一緒のお部屋で生活するのは何人がいいと思いますか。

- ①1人 ②2人 ③3人
④4人 ⑤5人 ⑥6人以上

8 (一時保護所の部屋の希望人数の理由について)それはどうしてですか。

※複数回答可(上位2つまで、上位順に記載) 例)④、①(特にそう思う理由から順に記載) 以下同

- ①プライバシーが守れる ②ちょうどいい ③静かに過ごせる
④けんかやいじめ友達のトラブルがないため ⑤他の人を助けたり、助けられたりするから
⑥楽しいから(友達と話せる、遊べる) ⑦寂しいし・こわいから
⑧兄弟といたいから ⑨その他(自由記述)

9 一時保護所にいるときに、学校に行けなかったことについてどう思いますか。(1つに○)

- ①元の学校であれば行きたい ②違う学校でも行きたい ③学校には行きたくなかった
④一時保護所で勉強できるのでいなくていい ⑤特になんとも思わない

10 一時保護所での生活をよくするためにしてほしいと思うことを書いてください(自由記述)

- ・外に出る機会を増やしてほしい
- ・学習する時間を増やすべき(学校にいった時におくれないように)
- ・自分の持ち物は自由に使いたかった
- ・ルールをあまくしてほしい
- ・勉強を年にあったのをやる
- ・寝る時間をもっと遅くする
- ・外で遊べるようにする
- ・ケースワーカーとの面談を充実させる、家族間交流を増やす
- ・もっと自分の持ち物を自由に持てた方がよい
- ・外に出れるようにしてほしい
- ・洋服が寝るような服しかなかったからいろんな服がほしかった

11 一時保護所から出た後どこにすみたかったですか。(1つに○)

- ①児童養護施設 ②里親 ③家族 ④親族 ⑤とくになし

12 一時保護所から出た後、どこの地域に住みたかったですか。(1つに○)

- ①住み慣れた地域 ②住み慣れた地域以外 ③ない

II 施設での生活について

1 施設に来てよかったことはどんなことですか。

※複数回答可(上位3つまで、上位順に記載) 例)④、①、③(特にそう思う理由から順に記載)

- ①人との関わりが増えた(友達や仲間) ②みんなと楽しく遊べる・にぎやか
 ③お金の心配がない ④親や家族と離れることができた。 ⑤行事が楽しい
 ⑥外出ができる ⑦買い物ができる ⑧三食食べられる ⑨学校にいける
 ⑩勉強ができる ⑪自由になった ⑫生活が規則正しくなった ⑬ない
 ⑭その他(自由記述)

・部活ができるのはマジでありがたい、たのしい ・親怖い ・押しつけられる

2 施設の生活で嫌なこと、つらいこと、困ったことを教えてください。

※複数回答可(上位2つまで、上位順に記載)

- ①友達とのトラブル(いじめ、けんか) ②自由がない、ルールが厳しい ③職員が厳しい
 ④学校 ⑤部活 ⑥施設的环境が悪い ⑦家族との面会ができない
 ⑧その他(自由記述)

・学校で施設にいたることがばれたくない。友達の家にお泊まりできないこと
 ・学校で施設っていいづらいし、説明するのが面倒くさいから隠してる。あと外出届け出さないと家族とあそべないこと。行きたいときに自由にねえちゃんとあそべない。
 ・職員対応が異常(自分の意見をいわせてくれない、言えたとしても全否定される)
 自分のホームだけルールがきびし過ぎる、自分の機嫌が悪かったら子どもに当たってくる
 ・けんかが多い(施設の人と)
 ・先生の気分により対応が変わること

3 施設には何歳からいますか。

- ①0歳～3歳 ②3歳～6歳 ③7歳～9歳 ④10歳～12歳
 ⑤13歳～15歳 ⑥16歳以上

4 今、一緒のホーム(寮、グループなど)で生活しているのは何人ですか。

- ①4人以下 ②5～6人 ③7～8人 ④9～10人 ⑤11人以上

5 一緒のホーム(寮、グループなど)で生活するのは何人がいいと思います。

- ①4人以下 ②5～6人 ③7～8人 ④9～10人 ⑤11人以上

6 (一緒にホーム(寮、グループなど)人数について)それはどうしてですか。

※複数回答可(上位2つまで、上位順に記載)

- ①プライバシーが守れる ②ちょうどいい ③静かに過ごせる
 ④けんかやいじめ友達のトラブルがないため ⑤他の人を助けたり、助けられたりするから
 ⑥楽しいから(友達と話せる、遊べる) ⑦寂しいし・こわいから ⑧兄弟といたいから
 ⑨その他(自由記述)

・にぎやか。あとアイスのおやつの時みんな席に座って食べてたときは笑った
 ・職員との距離が近くなる。人間関係が楽になる

7 今、一緒のお部屋(寝る部屋)で生活しているのは何人ですか。

- ①1人 ②2人 ③3人
 ④4人 ⑤5人 ⑥6人以上

8 一緒のお部屋で生活するのは何人がいいと思いますか。

- ①1人 ②2人 ③3人
 ④4人 ⑤5人 ⑥6人以上

9 (同じ部屋の希望人数について)それはどうしてですか。

※複数回答可(上位2つまで、上位順に記載)

- ①プライバシーが守れる ②ちょうどいい ③静かに過ごせる
 ④けんかやいじめ友達のトラブルがないため ⑤他の人を助けたり、助けられたりするから
 ⑥楽しいから(友達と話せる、遊べる) ⑦寂しいし・こわいから ⑧兄弟といたいから
 ⑨その他(自由記述)

・さびしいし怖いけど大人数でねるのはちょっとやだ。
 ・人に気を遣わなくてもいい空間が生まれ気楽に過ごせる。自分の時間を過ごせる

10 施設での生活を良くするために、してほしいと思うことを書いてください。

※複数回答可(上位2つまで、上位順に記載)

- ①自由な時間を増やして欲しい ②施設の設備など必要なものをそろえて欲しい
 ③行事を増やして欲しい ④暴力を無くして欲しい ⑤職員をよくして欲しい
 ⑥ない ⑦その他(自由記述)

・実習生をうけいれないでほしい ・嫌な人と離れる ・外泊したい、友達と
 ・一人の職員のせいでとてもきつそうな職員がたくさんいるので代えないとどんどん職員が辞めていくと思うし、かえって来たくないです。
 ・Wi-Fiをとばしてほしい ・てかまず、なんでこんなにかかるといけんの？どーせよくもならんくせに

Ⅲ 高校卒業後の生活について

1 高校卒業後に希望する進路はどこですか。

- ①大学 ②短大 ③高等専門学校 ④専修(専門)学校
⑤職業訓練校 ⑥就職 ⑦その他(自由記述)

2 質問1で希望した進路を選択した理由は何ですか。(複数回答可)

- ①将来の夢を叶えるため ②自立したいから ③経済的な理由から
④施設職員にすすめられたから ⑤学校にすすめられたから
⑤その他

3 もともと希望していた進路と質問1で回答した現在の希望進路に違いがありますか。

- ①ある ②なし → 質問5へ進んで下さい

4 もともと希望していた進路を断念した理由を教えてください。(複数回答可)

- ①親への支援を行う必要があったため ②希望校への進学には学力が伴っていなかったため
③(施設を出て)生活全般が不安なため ④経済的に余裕がなかったため
⑤その他(自由記述)

・できるだけ勉強したくないから ・働いてお金を自分で稼いで自立したい
・反対された ・私立中学校にいけなかったから

5 施設での生活は18歳(高校卒業)までですが、可能なら延長(20歳まで)したかったですか。

- ①したいと思う ②思わない ③どちらとも言えない

6 (措置延長を希望する場合の理由について)それはどうしてですか。

- ①(施設を出て)生活全般に不安があるから ②経済的な負担が軽くなるから
③規則正しい生活を送れるから ④その他(自由記述)

・仲いい子がおおいから ・さみしいから
・浪人した時の生活費が自分では賄えないから ・貯金ができるから

V 親との面会について

1 親との面会交流を年に数回は行っていますか。(自由記述)

・行っていない ・面会ではなく帰省を年に4回くらいしている
・いっぱい、学校帰りに会いに行ったりもするよ ・行っていません ・4～5回
・行っている ・2 ・いーえ ・年に2～3回 ・年末などに行っています
・最近が増えてきて月1であるが前は年に1回くらいだった ・なし ・月1あうかあわないか
・行っていない ・行っている ・はい×6 ・はい、外泊で ・YES!!!
・行っています ・1年12回 ・0回 ・2回

2 (面会交流をする場合／しない場合の理由について)それはどうしてですか。(自由記述)

・自分が小さい頃お母さんの顔を忘れないようにって週1回あってたけど、今はお盆とか家族の行事に参加したりとか単純に無性にママに会いたくなるときがあるから
・親が県外に住んでいるから ・弟がしたがるから ・家族だから離れていると寂しい
・前は気まずくて嫌だったけど最近はそんなことはない ・時間があわない
・お互いに忙しいから ・親に会うため ・寮での面会はしたくない
・会いたい ・あまり会いたいとは思わない ・聞いたのと同じあらんば？
・会いたいから ・質問の理由がわからない ・親は亡くなったから
・会いたい ・健康状態などがきになるため

3 (面会交流をする場合)良かったこと、又は嫌だったと思うことを書いてください。(自由記述)

・ひまずがること、やることがない、まだ施設にいた方が落ち着く
・ママのことを「先生」って呼んでしまう時はマジでやだ！よかったことはなんかないよね～
・帰省したときにとてもとても親が嫌いになりました
・最後まで責任をもって育ててほしかった(親) ・いとこの顔を見て元気になれる
・親好きじゃない ・自分の時間がなくなる ・一番上だから、面倒
・親と話せてよかった ・絆が深まった、日程が曖昧 ・夜遅く起きてる
・親といろいろなことを話せるから ・怒られるとき手が出て職員は止めてくれない
・外出する機会や、距離が縮まったと思います
・生きてたときはあえてうれしかった。いろんなものがもらえる。安心感
・良い→親と会えること 悪い→特になし

VI その他支援について

- 1 施設に来る前、家で生活している時に親や家族、まわりの大人からしてほしいと思っていたこと

教えてください。(自由記述)

・普通の生活(学校にいったらご飯食べてねる) ・自分は人間的な考えを持ったときはすでに島添えの丘
・家で生活したことありません ・貯金 ・子どもの頃だったから記憶ないです ・覚えてない
・もっと自分を大切にしてほしい ・お世話 ・いろいろなスポーツや経験をさせてほしい
・たばこを吸わないでほしい(母の健康のためにも) ・優しくしてほしい ・助けてほしい

- 2 もしも、自分の家族と暮らすなら、自分や家族のためにまわりの大人からしてほしいと思うことは

どんなことですか。

①お金のことを助けてほしい

8

②自分や家族が病院に行けるようにしてほしい

5

③自分や家族を危ないことから守ってほしい

4

④自分や家族が困ったときに相談に乗ってほしい

10

⑤その他(自由記述)

・たまに帰るのは楽しいけど毎日家にいるのはいや、島添えでいい
・家族と暮らしたくないのでわかりません。・暮らしたくない ・おもわない
・自立したい ・弟達を弟達の父親から守ってほしい、酔ったらあいつはやばい
・急に入所できる体制をつくってほしい

児童養護施設で生活していた退所者へのアンケート(19歳～23歳)

○ アンケート回答者の構成

	男子	女子	計
19歳	1	3	4
20歳	1	2	3
21歳	0	0	0
22歳	1	2	3
23歳	1	0	1
計	4	7	11

I 一時保護所について

1 児童相談所の一時保護所で生活した事がありますか。

①生活した事がある ②生活した事がない

2 児童相談所の一時保護所での生活を覚えていますか。

①覚えている ②覚えていない

※①を選んだ方は、設問3へ。②を選んだ方は「II 施設での生活」へ

3 一時保護所にいたころは何歳ですか。

①0歳～3歳 ②3歳～6歳 ③7歳～9歳 ④10歳～12歳
 ⑤13歳～15歳 ⑥16歳以上

4 一時保護所に来てよかった事はどんなことでしたか。(1つに○)

①友達ができる ②生活が規則正しくなった ③楽しく過ごせた
 ④勉強ができた ⑤職員が優しい ⑥ない ⑦その他(自由記述)

5 一時保護所に来て、嫌だったこと、つらかったこと、困った事はどんなことでしたか。(1つに○)

①親と会えない ②知らない人との生活 ③ルールがあること
 ④学校に行けない ⑤職員が厳しい ⑥ない ⑦その他(自由記述)

・怖い人がいた

6 一時保護所にいるとき、一緒のお部屋で生活していたのは何人ですか。

①1人 ②2人 ③3人
 ④4人 ⑤5人 ⑥6人以上

7 一時保護所で一緒のお部屋で生活するのは何人がいいと思いますか。

- ①1人 ②2人 ③3人
④4人 ⑤5人 ⑥6人以上

8 (一時保護所の部屋の希望人数の理由について)それはどうしてですか。

※複数回答可(上位2つまで、上位順に記載) 例)④、①(特にそう思う理由から順に記載) 以下同

- ①プライバシーが守れる ②ちょうどいい ③静かに過ごせる
④けんかやいじめ友達のトラブルがないため
⑤他の人を助けたり、助けられたりするから ⑥楽しいから(友達と話せる、遊べる)
⑦寂しい・こわいから ⑧兄弟といたいから ⑨その他(自由記述)

・落ち着ける環境にあるから

9 一時保護所にいるときに、学校に行けなかったことについてどう思いますか。(1つに○)

- ①元の学校であれば行きたい ②違う学校でも行きたい ③学校には行きたくなかった
④一時保護所で勉強できるのでいなくていい ⑤特になんとも思わない

10 一時保護所での生活をよくするためにしてほしいと思うことを書いてください(自由記述)

・ルールを決める ・外に出れないのはいや
・施設環境は特に不備などはないが、児童同士のケンカやいじめ、威圧といったことが職員の目の届かないところであった。無くなればいいと思うが、人格の問題なので難しいと思う。
・外に出してほしい

11 一時保護所から出た後どこにすみたかったですか。(1つに○)

- ①児童養護施設 ②里親 ③家族
④親族 ⑤とくになし

12 一時保護所から出た後、どこの地域に住みたかったですか。(1つに○)

- ①住み慣れた地域 ②住み慣れた地域以外 ③ない

II 施設での生活について

1 施設に来てよかったことはどんなことですか。

※複数回答可(上位3つまで、上位順に記載) 例)④、①、③(特にそう思う理由から順に記載)

- ①人との関わりが増えた(友達や仲間) ②みんなと楽しく遊べる・にぎやか
- ③お金の心配がない ④親や家族と離れることができた。 ⑤行事が楽しい
- ⑥外出ができる ⑦買い物ができる ⑧三食食べられる ⑨学校にいける
- ⑩勉強ができる ⑪自由になった ⑫生活が規則正しくなった ⑬ない
- ⑭その他(自由記述)

・外国人との交流がプラスになった ・毎日遊べる ・わからない内容を教えてくださるのでよかった
 ・普通の家庭ではできないことを体験できたし、あの環境だから学べることもあった。

2 施設の生活で嫌なこと、つらいこと、困ったことを教えてください。

※複数回答可(上位2つまで、上位順に記載)

- ①友達とのトラブル(いじめ、けんか) ②自由がない、ルールが厳しい
- ③職員が厳しい ④学校 ⑤部活
- ⑥施設の環境が悪い ⑦家族との面会ができない
- ⑧その他(自由記述)

・門限が早すぎて遊べない ・注意するけど職員はできてない。
 ・施設生活という偏見もたれたのがつらかった。留学ができないとかアーティストのライブに行けないのとか困った。
 ・苦手な行事も参加しなきゃいけないこと ・職員が児童に心から接していない

3 施設には何歳からいますか。

- ①0歳～3歳 ②3歳～6歳 ③7歳～9歳 ④10歳～12歳
- ⑤13歳～15歳 ⑥16歳以上

4 今、一緒にホーム(寮、グループなど)で生活しているのは何人ですか。

- ①4人以下 ②5～6人 ③7～8人 ④9～10人 ⑤11人以上

5 一緒にホーム(寮、グループなど)で生活するのは何人がいいと思います。

- ①4人以下 ②5～6人 ③7～8人 ④9～10人 ⑤11人以上

6 (一緒のホーム(寮、グループなど)人数について)それはどうしてですか。

※複数回答可(上位2つまで、上位順に記載)

- ①プライバシーが守れる ②ちょうどいい ③静かに過ごせる
- ④けんかやいじめ友達のトラブルがないため ⑤他の人を助けたり、助けられたりするから
- ⑥楽しいから(友達と話せる、遊べる) ⑦寂しいし・こわいから ⑧兄弟といたいから
- ⑨その他(自由記述)

・楽しいし賑やかだから
・多人数の施設にいたため、それに慣れた

7 今、一緒のお部屋(寝る部屋)で生活しているのは何人ですか。

- ①1人 ②2人 ③3人 ④4人 ⑤5人 ⑥6人以上

8 一緒のお部屋で生活するのは何人がいいと思いますか。

- ①1人 ②2人 ③3人 ④4人 ⑤5人 ⑥6人以上

9 (同じ部屋の希望人数について)それはどうしてですか。

※複数回答可(上位2つまで、上位順に記載)

- ①プライバシーが守れる ②ちょうどいい ③静かに過ごせる
- ④けんかやいじめ友達のトラブルがないため ⑤他の人を助けたり、助けられたりするから
- ⑥楽しいから(友達と話せる、遊べる) ⑦寂しいし・こわいから ⑧兄弟といたいから
- ⑨その他(自由記述)

・楽しいから

10 施設での生活を良くするために、してほしいと思うことを書いてください。

※複数回答可(上位2つまで、上位順に記載)

- ①自由な時間を増やして欲しい ②施設の設備など必要なものをそろえて欲しい
- ③行事を増やして欲しい ④暴力を無くして欲しい ⑤職員をよくして欲しい
- ⑥ない
- ⑦その他(自由記述)

・一人の時間を作ってほしい ・一人の時間(空間)を作ってあげてほしい
・テレビ見れる時間が短くて学校で話について行けなかったせめて録画できたらいいなどおもった
・もっと楽しい行事があったらもっと仲良くなれたと思う

11 親との面会交流を年に数回は行っていましたか。(自由記述)

・月1で外泊していた ・年に4~5回 ・はい ・ある程度時間たってから週末外泊とかしてた。
・0回 ・不自由なく行えていたと思う ・帰省期間を省くと、年に3, 4回ぐらい
・2~3 ・希望しない ・はい

12 (面会交流をする場合/しない場合の理由について)それはどうしてですか。(自由記述)

・家庭復帰するため ・気分転換 ・会いたいから。親の都合
・顔を合わせるのが精神的苦痛だった ・親だから
・少しでも親といたかった(兄弟に会えたときはうれしかった) 兄弟も施設出身
・部活とかで忙しかったから ・個人的にはしたくはなかった ・会いたくないから
・家族と交流することは大切だと思う

13 (面会交流をする場合)良かったこと、又は嫌だったと思うことを書いてください。(自由記述)

・親とたくさん会話ができて良かった。 ・寮から出られる(時間を気にしなくていい)
・一緒に過ごせたこと。母と祖母がケンカしたこと
・今実家に帰って思うのは会うのは面会ぐらいが丁度よかったかなということ。
・親と面会することで、普段口にはできない「お父さん、お母さん」って言うこと(呼べて)よかった
・徐々に父の化けの皮が剥がれていくところ ・おいしいご飯が食べられる

III 高校卒業後の生活について

1 高校卒業後に希望する進路はどこですか。

①大学 ②短大 ③高等専門学校 ④専修(専門)学校
⑤職業訓練校 ⑥就職 ⑦その他(自由記述)

2 質問1で希望した進路を選択した理由は何ですか。(複数回答可)

①将来の夢を叶えるため ②自立したいから ③経済的な理由から
④施設職員にすすめられたから ⑤学校にすすめられたから
⑥その他

3 もともと希望していた進路と質問1で回答した現在の希望進路に違いがありますか。

①ある ②なし → 質問5へ進んで下さい

4 もともと希望していた進路を断念した理由を教えてください。(複数回答可)

①親への支援を行う必要があったため

0

②希望校への進学には学力が伴っていなかったため

0

③(施設を出て)生活全般が不安なため

1

④経済的に余裕がなかったため

1

⑤その他(自由記述)

5 施設での生活は18歳(高校卒業)までですが、可能なら延長(20歳まで)したかったですか。

①したいと思う

3

②思わない

6

③どちらとも言えない

2

6 (措置延長を希望する場合の理由について)それはどうしてですか。

①(施設を出て)生活全般に不安があるから

2

②経済的な負担が軽くなるから

2

③規則正しい生活を送れるから

0

④その他(自由記述)

IV 現在の生活について

1 現在の生活で楽しいことを教えてください。(自由記述)

・好きなときに自分の好きなことができる ・門限がない ・話を聞いてくれる人が一人いたりする
・生活全般 ・新しく友達ができたり彼氏ができて、いろいろな所に遊びに行くこと
・卒園生と交流して近況など話をするのがたのしい ・友人と遊べること
・現在は社会人として働きながら、社員寮で生活していて、一番楽しいのは休みの日に好きなことをすると、姉の子どもに会うこと。園生活も楽しかったが今はそのときと違った楽しさがある。
・夢にむかって頑張れるから ・人としてようやく皆と同じ「スタートライン」に立てた事
・韓国ドラマを見ること ・自由

2 現在の生活で嫌なこと、つらいこと、困ったことを教えてください。(自由記述)

・親族のしほりがきびしくなった ・自由がない、なれない、一人で抱え込むこと
・一人で知らないところに住むことになるから不安とか悩みが相談できなかった
・お金の工面をしてもらっていた分難しく感じる ・親がちゃんとしてくれない、親が「親」をしてくれない
・つらいことなどは全くないが今までに困ったことはお金(銀行)のおろし方や病院受診の時にわからなくて困ったことがある。
・家族 ・やるべき事が多い

V その他支援について

1 施設に来る前、家で生活している時に親や家族、まわりの大人からしてほしいと思っていたこと

教えてください。(自由記述)

・私の身を守ってくれたのはうれしいけど親に何も言わず施設につれてくんじゃなくてしっかり親の話も聞いてあげてほしかった。
・親は単純にそばにいてほしかった、年齢的にも小さかったので、生活か経済については考えられていない
・周りの人々がその子に対して手を差し伸べること。そしてその原因(親、環境等)に助けてあげられる社会をつくって行く事

2 もしも、自分の家族と暮らすなら、自分や家族のためにまわりの大人からしてほしいと思うことは

どんなことですか。

- ①経済的な支援 ②自分や家族が病院に行けるようにしてほしい
③自分や家族を危ないことから守ってほしい
④自分や家族が困ったときに相談に乗ってほしい ⑤その他(自由記述)

・暮らしたいと思わない
・今日はこういう機会をつくってくれてありがとうございます。私たち退園生が回答することによって今後の施設での生活に少しでもやくにたてたらなあと思います。施設に入所していて良かったって私は社会人になった今思えます。(これを施設の方にみせることなどしないでください)
・皆で支え合っていくこと、守っていくこと→いくら職員や相談所に行ったら、どこか心の中で孤立していくのが現状(児童+親)。だからこそ職員が「心」で児童+親と会話しないとイケない。一人じゃないと気付いてあげさせるべ事が大事。野放しにするんじゃなくてちゃんとした環境を作ること。在園中、在園後に僕が本当に痛感したことです。これがリアルです。

代替養育を受けている子どもに対するアンケート集計（里子向け）

1.今の生活で楽しいことを教えてください。（自由記述）

- ・ いろんな所に行って遊んだり学べる場所
- ・ 自由に遊びに行くことが、学校での仲間との出会いが楽しいです。
- ・ 学校の友達とお話すること。
- ・ 普通の子供として生きられること。
- ・ 寝ること、しっかりとみんなで話してできること。

2.今の生活で嫌なこと、つらいこと、困ったことを教えてください（自由記述）

- ・ 未記入 2名
- ・ 特になし
- ・ 何かあれば随時思うので、特に記憶にはありません。
- ・ 怒られると嫌だが、それ以外ほんとうにない。

3.里親の家には何歳からいますか。

①3歳未満	②3歳～6歳	③7歳～9歳	④10歳～12歳	⑤13歳～15歳	⑥16歳以上	未記入
2	2				1	

4.里親の家に来てよかったことはどんなですか。（自由記述）

- ・ 勉強に力が入られること。いろんな経験ができること。
- ・ 1番大事にされたこと
- ・ 将来の夢ができたこと
- ・ 普通の家では経験できないことをできることかな、と思います
- ・ 毎日が楽しい

5.里親の家に来て、嫌なこと、つらいこと、困ったことはどんなことですか。（自由記述）

- ・ 未記入
- ・ 名字が違うこと
- ・ 最近でのことになりましたが、受験生になった今は家庭がにぎやかであるのは困っている。
- ・ 兄弟姉妹が替わっていくことが初めは理解できなかった
- ・ 特になし。

6.今、一緒のお部屋（寝たり、自分の机や学用品がおいてある部屋）で生活しているのは何人ですか

①1人	②2人	③3人	④4人	⑤5人	⑥6人以上	未記入
3	1					1

7.一緒のお部屋で生活するのは何人がいいと思いますか。

①1人	②2人	③3人	④4人	⑤5人	⑥6人以上	未記入
4		1				

8. (同じ部屋の希望人数について) それはどうしてですか。(自由記述)

※回答の後ろの () 番号は設問7の回答

- ・ 自分1人の時間も必要だから、勉強する時は1人でやりたい
- ・ 自分のスペースが多いから
- ・ 1人の時間がほしいから
- ・ ただのあこがれだと思います。
- ・ 一人の時間が欲しい時に一人になれなかったからストレスがたまるから
- ・ 前は多い人数だったからにぎやかだったから (③)

9.里親の家での生活を良くするために、してほしいと思うことを書いてください。(自由記述)

- ・ 未記入
- ・ 今のままでいいとおもいます
- ・ ここ家庭の人数が多いのか少ないのか知らないけど、個人の意見として、人数を減らすことを希望します。
- ・ 特に無いと思う
- ・ 本当はない。

10. (現時点での) 高校卒業後の希望の進路は何ですか。

①大学・短期大学・高等専門学校	②専修学校・職業訓練校	③就職	④その他
3	1		1

④欄外記述：進学済み(大学)

11. (現在希望している) 進路を選択した理由は何ですか。(複数回答)

①将来の夢を叶えるため	②自立したいから	③経済的な理由から
5	2	
④里親にすすめられたから	⑤学校にすすめられたから	⑤その他

12.里親の養育は通常18歳(高校卒業)までですが、可能なら延長(20歳まで)したいと思いますか。

①したいと思う	②思わない	③どちらとも言えない
5		

13. (措置延長を希望する場合の理由について) それはどうしてですか。(自由記述)

- ・ 希望している夢や仕事に就くまでは支援してほしいから。
- ・ 自分のプラスになるし、お金の事についても少し楽に考えられるから
- ・ 浪人した場合を考えて。

- ・ 周りの環境が変化する時に全て1人で生計をたてなきゃいけないのは正直辛いかなと思う
- ・ 家族以上の家だと思っているから、もっと長くしてほしい。
また、できるのであれば一生一緒に暮らしたいと思うから。

14.実親との面会交流を年に数回は行っていますか。（自由記述）

- ・ 行っていない
- ・ なし
- ・ 受験生ということもあって最近面会を行っていないが、だいたい1年に1回程度行っていました。
- ・ したことはないと思う
- ・ 未記入 1名

15.（面会交流をする場合/しない場合の理由について）それはどうしてですか。（自由記述）

- ・ 未記入 2名
- ・ 変に環境、記憶、心持ちをかき乱されるのは迷惑ではないかと思う
- ・ 実父があいたがるから
- ・ 会うのがつかれるのと会いづらい

16.（面会交流をする場合）良かったこと、又は嫌だったと思うことを書いてください。（自由記述）

- ・ 何を話していいのかわからない
- ・ 未記入 1名
- ・ 相手が喜んでくれるのはこちら側も良かったと思う。
- ・ 経験なし
- ・ 同じことを何度も言う。少しめんどくさい。

17. 里親の家に来る前、家で生活している時に親や家族、まわりの大人からしてほしいと思っていたことを教えてください。（自由記述）

- ・ 未記入 2名
- ・ 里親の家に来る前の記憶がありません。
- ・ 幼かったので全く記憶がありません
- ・ ちいさいときの記憶が無いのでなんとも言えない。

18. もしも、自分の家族と暮らすなら、自分や家族のためにまわりの大人からしてほしいと思うことはどんなことですか。（複数回答）

- | | |
|------------------------|---|
| 未記入 | 2 |
| ①お金のことを助けてほしい | 1 |
| ②自分や家族が病院に行けるようにしてほしい | 2 |
| ③自分や家族を危ないことから守ってほしい | 1 |
| ④自分や家族が困ったときに相談に乗ってほしい | 1 |
| ⑤その他 | 2 |

欄外記述： 本当の家族と過ごすなら、それよりも一人で生きていきます。
暮らしたくは無い